

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第30回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成24年5月25日(金)午後6時00分～午後8時47分		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員長	坪郷 實	委員
	副委員長	浅野 智彦	委員
	委員	遠藤 圭司	委員
		杉本 早苗	委員
		福井 高雄	委員
		高橋 雅栄	委員
		天野 建司	委員
		白井 亨	委員
		馬場 彬暢	委員
		五島 宏	委員
		山下 光太郎	委員
		河野 律子	委員
欠席者	なし		
事務局	企画政策課長	高橋 啓之	
	企画政策課長補佐	竹田 怜史	
	企画政策課主任	工藤 真矢	
	企画政策課主事	津田 理恵	
傍聴の可否	Ⓐ 一部不可 不可		
傍聴者数	1人		
【会議次第】	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、パブリックコメント実施状況 (2) 「市民意向調査」の2次分析について (3) 委員からの提案説明（山下委員、杉本委員、福井委員、馬場委員、高橋委員） (4) 提言に向けた論点整理について 3 次回推進会議の開催日について 4 閉会		会議録ページ
【会議結果】	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、パブリックコメント実施状況（資料7、8、9参照） ○事務局から説明 平成24年度4月1日現在の附属機関等の一覧及び昨年度に実施した公募委員の状況とパブリックコメントの状況について資料を提出した。		P.1 P.3

(2) 「市民意向調査」の2次分析について（資料6参照）	P.5～P.9
○浅野副委員長から説明	
・市民意向調査データの再分析において、市民参加と言えそのような活動に参加している人、又参加するつもりがあるのはどういう人なのかという「誰が参加するのか」という観点をポイントとした。	P.5
・参加の種類を①市政直接参加（市議会を傍聴する、市への請願や要望を出す、市の審議会の委員に応募するなど。）と②生活密着参加（町内会・自治会への参加、地域イベント等へ参加するなど。）に分類し分析した。	P.5
・分析の結果、市政直接参加が高いのは、高年齢の男性で地域に知人が多い人。生活密着参加が高いのは、男女を問わず高年齢、専業主婦、子どものいる世帯、地域に知人が多く、住み心地がよいと感じている人。	P.9
・参加意向（今後参加したいと感じている）が高い人は、男女を問わず、高年齢、有職者、住み心地がよいと感じている人、地域に知人が多い人。	P.9
・若者層の参加を促す要因はこの分析結果からは見てとれないが、地域に知人がいて、その数が多ければ多いほど参加に積極的であり、参加意向も高くなるため、ここを補強することが参加促進にいいのではないか。	P.9
・なぜ知人が多いと参加しやすくなるかについては、想像だが、1つ目は、情報伝達機能（知人からいろんな情報が入ってきてやすい。）、2つ目は、親密性動機（仲がよいので一緒に参加する。）、3つ目は、信頼性動機（相手の言うことをある程度信用している。）この3つが知人数の多さと結びついて参加を促す頻度に関係しているのではないか。	P.9
【主な意見】	
・市政に関心がある人とない人の差がものすごくある。関心の低い人の参加をどのように喚起していくのか、すそ野を広げていくのか大きな課題であると分布を見て感じた。	P.11
・知人数が多いということは、参加を促す非常に強い要因であると思う。若年層という不利をはね返すくらいの知人数が多ければいいと思う。ただ、知人数を増やす方法は難しいと思う。	P.12
・都心で長時間働いている人で、地域にいる時間がほとんどないような人は地域で活動するのは難しい。	P.12
・専業主婦が生活密着型参加を押し上げてきたが、共働き世帯が多くなってきているため、そのアドバンテージは縮小していくとは思う。ただ、子どもが同居していると参加が促進されるとう効果があるため、働きながら子育てができる環境を整えることが間接的には社会参加につながるのではないか。	P.13

<p>(3) 委員からの提案説明</p> <p>○山下委員から提案説明（資料5参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の市民参加の観点から、呼びかけは行政主導で行うが、その後自主性を持って活動してもらうためには組織の仕組みを検討することが必要。 ①行政直結型（審議会や町内会）には、会議以外の場でコミュニケーションをとることを促す。 ②遊行型（レクリエーションを通じての参加）には、イベントの企画にあたって役職やセクションを設定し、市は監査役に徹する。 	<p>P.14~P.15</p>
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の段階（レベル）にあった市民参加へのモチベーションを持てるような情報の出し方を工夫する。そういった環境を整える枠組みを提案できないか。 	<p>P.27</p>
<p>○杉本委員から提案説明（資料1参照）</p> <p>①公募委員を公正に選考し、選考基準を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考基準を明確にする。選考過程の透明化（応募した市民の原稿を公開する等。）選出にあたり、甲乙つけがたい内容の場合には、抽選を取り入れる。落選した市民への十分な理由を説明する。選考委員に第三者による専門家を配置する。 ②委員会での合意形成、意思決定過程について ・全文会議録と同時に、議事録を作成する。合意形成の方法について、ワークショップなどによる研修を職員、市民合同で行う。 	<p>P.16~P.19</p>
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考のプロセスが、結果も含めて公開される仕組みがあれば、応募した市民はより納得するし、意識の高い人が応募するのではないか。 	<p>P.26</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定過程や会議の進行方法は、各審議会の運用になるので、明文化するのは難しいが、最低限議事録や要点記録についての仕組みを明確にしておけばいいのでは。 	<p>P.24</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・透明性の確保は重要だが、論文を公開することがベストな方法だとは思えない。例えば非常に差別的で排外主義的なものが小金井市のサイトに掲載されたままになったり、その論文の断片的情報を組み合わせると身元が特定されてしまう危険性もある。 	<p>P.26</p>
<p>○福井委員から提案説明（資料2参照）</p> <p>①一般市民が参加しやすい一元化されたフォーマット整備が必要（附属機関等の委員の公募の一覧表の作成）</p> <p>②公募委員の登録制度の具現化（八戸市、宮代町）</p>	<p>P.21~P.22</p>

<p>○事務局から三鷹市の取組みを紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の市民1千人に公募委員登録意向案内を送付、登録された人に市が直接就任依頼をする制度 	P.23
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市の取組みはすそ野を広げる方法として有効ではないか。 	P.25
<p>○馬場委員から提案説明（資料3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動、防災活動を通じて市民参加はどうあるべきか。自主防災組織の加入率を実質的に増加させるということ。方法としては、小金井市が自主防災組織をもって安全なまちづくりをしていくという目標をきちんと掲げること。防災会議の組織機構、それに関わる条例の見直しが必要である。 	P.29~P.31
<p>○高橋委員から提案説明（資料4参照）</p> <p>①アナログ的マイノリティ対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の多様性に合わせた環境の整備 <p>②デジタル的マイノリティ対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な意見のくみ上げ方、リアルタイムな意見の収集 ・フィードバックがわかりやすい仕組みの整備 	P.31~P.34
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見反映のプロセスがわかりやすくなれば、市民にとって満足のいく審議会の構成・運営になるのではないか。 	P.34
<p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的まとまりやすいものは市長への提言書として出す。 ・その他3期、4期で議論したことを論点について文章化したものと、会議で使用したデータをまとめたものを作成する。 	
<p>3 次回推進会議の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月6日午後6時00分～（ワーキング形式で行う。） ・委員長案として今までの議論の項目表を事前送付し、次回は提言と今後のまとめに向けて議論を行う。 ・「誰が参加するのか」、「若者の市民参加」についてもより具体的な議論を行う。 	
<p>4 閉会</p>	

【提出資料】

- 1 公募委員を公正に選考し、選考基準を公表する。(杉本委員)
- 2 議題提案(福井委員)
- 3 市民参加による自主防災活動(馬場委員)
- 4 子ども家庭等マイノリティの参加しやすい環境を整備する。
(高橋委員)
- 5 組織から考える若者の市民参加(山下委員)
- 6 誰が参加するのか?—市民意向調査データの再分析—(浅野委員)
- 7 平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況
- 8 公募委員状況一覧(平成23年度)
- 9 パブリックコメント実施状況(平成23年度)

第30回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成24年5月25日（金）午後6時～午後8時47分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 12人

委員長	坪 郷	實 委員		
副委員長	浅 野 智 彦	委員		
	遠 藤 圭 司	委員	白 井 亨	委員
	杉 本 早 苗	委員	馬 場 彬 暢	委員
	福 井 高 雄	委員	五 島 宏	委員
	高 橋 雅 栄	委員	山 下 光 太 郎	委員
	天 野 建 司	委員	河 野 律 子	委員

欠席委員 0人

事務局職員

企画政策課長	高 橋 啓 之
企画政策課長補佐	竹 田 怜 史
企画政策課主任	工 藤 真 矢
企画政策課主事	津 田 理 恵

傍 聴 者 1人

（午後6時開会）

◎坪郷委員長 皆さん、こんばんは。それでは、第30回市民参加推進会議を始めます。

今日は全員の方が出席の予定ですが、白井委員と河野委員が10分ぐらい遅れるということですので、間もなく見えるかと思えます。定時になりましたので始めさせていただきたいと思えます。

定足数につきましては、市民参加条例施行規則第24条に半数をもって成立するという事になっております。12人中、10人ご出席いただいておりますので、本日の委員会は成立をしておりますので、ご報告をいたします。

開会に当たりまして、事前配付、それから、今日の配付資料もありますので、事務局のほうで確認をお願いします。

◎事務局 皆さん、こんばんは。それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しているのが資料1から資料5の5点、それから、本日お配りしたものが資料6

から資料9の4点で、9点ということになってございます。資料6はA3判のカラー刷りのもので、机上に配付させていただいていると思います。資料1は杉本委員作成の資料、資料2は福井委員作成の資料、資料3は馬場委員作成の資料、資料4は高橋委員作成の資料、資料5は山下委員作成の資料というふうになってございます。これらのものにつきましては、後ほど各委員からご説明いただきますので、そのときよろしくお願いいたします。

続いて、本日お配りした資料です。資料6は浅野委員作成の資料、資料7は平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、それから、資料8は公募委員状況一覧（平成23年度）、資料9といたしましてパブリックコメント実施状況（平成23年度）となっております。配付漏れ等はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎事務局 すみません。資料の訂正を1件お願いいたします。資料2、福井委員作成の資料ですが、事務局で資料番号と日付を振った際に、平成24年のところを平成25年というふうにしてしまいました。平成24年に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それから、前回から本推進会議でご用意しました意見・提案シートの提出でございませけれども、本日は提出はございません。それから、意見・提案シートに関しては、市議会に陳情書が出されております。前回、資料としてもお配りしているかと思えますけれども、こちらにつきましては、平成24年3月7日の総務企画委員会において継続審査となっております。また直近では平成24年5月14日に開催された総務企画委員会においても、より慎重な審議が必要ということで継続審査という形になってございます。

議会報告と資料の確認等を含めて、事務局のほうからは以上です。

それでは、委員長、進行をお願いいたします。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

それでは、会議を開催したいと思います。本日は、まずは2の市民参加条例運用状況等についてということで、(1)から(4)まで挙げております。それで、(4)のところでは、前回も傍聴環境の整備という具体的な提案が出ておりますので、そういうことも含めて、提言に向けた今後の論点整理をどうするのかについて議論したいと思います。ここは少し時間をとりたいと考えております。さらに、委員からの提案についても、今日は数がありますので、申しわけありませんが、それぞれの委員の提案は大体10分から15分ぐらいでお願いしたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。できるだけ時間が許すかぎり、それぞれのご提案についても議論をしながら進めていくということにはしたいと思います。

それで、前回と同様なんです、会議録の作成の担当がかわりましたので、皆さんの声を認識するのがまだできないと思いますので、私のほうでもできるだけ名前を言って指名しますが、忘れていた場合があれば、まず名前を言って発言していただければと思いますので、ご協力をお願いします。

それで、本日の次第の第1ですが、市民参加条例運用状況等についての（1）平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、それからパブリックコメント実施状況について、事務局から資料がありますので、まずはここを説明していただきたいと思います。

では、事務局、お願いします。

◎事務局 それでは、本日お配りしました資料につきましてご説明させていただきます。資料7をごらんください。平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況です。平成24年4月1日現在の附属機関等について、附属機関等の名称、担当課、根拠になる条例等、定員数、年代別委員数とその合計が現委員数という形になってございます。それから、任期数別委員数、現在の委員の公募状況となっております。現委員数は628名となっております。附属機関等の総数につきましては、この表にございますように52機関でございます。そのうち法律あるいは条例により設置されている附属機関は41、要綱等により設置されているものは11でございます。また、委員の現委員総数628名中、男性が419名、女性が209名でございます。男性委員の割合がおおむね66.7%、女性委員の割合が33.3%となっております。

次に、公募委員のところでございます。公募委員を置く機関は31、置かないものが21でございます。資料7についての説明は以上です。

それから、続いて資料8、公募委員状況一覧でございます。全部で17の附属機関等において公募が行われ、69名の公募に対して136名の応募がありました。平均すると約2倍の倍率があったということになります。選考採用されました人数は、男性27名、女性32名、比率としては、男性45.8%、女性54.2%という結果となっております。この表の一番右の選考方法につきましては、杉本委員から依頼がありました公募委員の選考方法についてまとめたものとなりますので、後ほど杉本委員からの提案の際に参考にしていただきたいというふうに考えております。

最後に、資料9をごらんください。パブリックコメント実施状況でございます。平成23年度においては6件のパブリックコメントを実施し、この図の3番目、第5期小金井市介護保険事業計画（素案）と6番目の東小金井北口公共施設整備計画（案）を除いて、寄せられたご意見等に基づいて計画案等の一部修正を行っております。

以上で報告を終わります。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

今3点報告をいただきましたが、これに関しましてご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎杉本委員 資料8の公募委員状況一覧の中の15、16、17は①と②がありますけれども、これは①の場合も②の場合もあるということですか。

◎事務局 こちらの15、16、17の委員会についてなんですけれども、まず社会教育委員の会議と公民館運営審議会委員につきましては、1次が論文、2次が面接ということになっております。16番の図書館協議会につきましては論文も面接も両方行うという形になっており

ます。

◎杉本委員 ありがとうございます。

◎坪郷委員長 ほかにはいかがでしょうか。

◎山下委員 公募委員を採られていない機関についてはどのような形で採用されているのでしょうか。恐らく何かそちらの地域の活動をされている方だと思うんですが、念のため確認をさせていただきます。

◎坪郷委員長 事務局、お願いいたします。

◎事務局 公募を設置していない審議会につきましては全部で11ございまして、審議会によると思うんですけれども、例えば31番の介護認定審査会につきましては、介護の度合いを判定する審査会になりますので、全部医師が委員となっておりますので、そういった形で公募がない状態になっております。原則は公募ということなんですけれども、公募としてなじまない審議会があると思いますので、こういった形になっております。

◎坪郷委員長 よろしいですか。委員、いかがでしょうか。

◎山下委員 大丈夫です。

◎坪郷委員長 では、ほかにはいかがでしょうか。

◎遠藤委員 公募委員が占める割合といいますか、市民参加条例で最大3割という割り当てがあったと思うんですけれども、各個別の審議会において変わってきますよね。個別具体的な数字になりますけれども、その何割ぐらいというのは大体わかりますか。

◎事務局 資料7なんですけれども、定数というところがございまして、定数の左側の委員というところが全体の委員の数になりまして、その委員のうち公募の数がこちらの右側になっております。例えば1番の男女平等推進審議会につきましては、10人の委員の定員のところ、5人を公募にしておりますので、5割という形になっております。

◎遠藤委員 ありがとうございます。

◎坪郷委員長 それから、委員会によっては3割を超えているところもあると。これには公募委員を置いていないところも含めて総定員が660で、公募委員全体が151ですね。全体の…。

◎事務局 総数が660人で、公募委員の定数が151人ですので、割合としては22.9%ということで、30%には達していないということでございます。

◎坪郷委員長 附属機関等の全体の数ですね。公募している委員会での数字というのはありますか。

◎事務局 済みません、ちょっと数えてないです。

◎坪郷委員長 それは3割を超えているんでしょう。ただ、委員会によっては3割でないのがあるかもしれないですね。これは個別を見ないとまだわからない。

◎事務局 市民参加条例の中で「附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする」となっておりますので、公募委員の参加している附属機関につきましては、

特段の理由がない限り、すべて3割を超えているというふうに考えていただいて結構です。

◎坪郷委員長 ということですが。

◎杉本委員 さっき、公募をしていないのが11あると言われたんですけども、このゼロというのは、ゼロの数を数えると定数のうち公募というのは11以上あるんですね。これは公募をしても、だれも手を挙げなかったという意味のゼロでしょうか。

◎事務局 済みません、訂正ですけども、公募を置かない委員会、そもそも条例の中で公募委員を設置していないものが21でございます。

◎杉本委員 21なんですね。このゼロというのはそれに該当すると考えてよろしいでしょうか。

◎事務局 はい。

◎杉本委員 結構多いですね。

◎坪郷委員長 ほかにはご質問はよろしいでしょうか。

それでは、このデータについても後でまたお話をしたいテーマではありますが、今のところ、これで先に進めさせていただきます。

(2)の「市民意向調査」の2次分析について入りたいと思います。これについては、浅野副委員長から分析していただいて報告をしていただきますので、お願いいたします。

◎浅野副委員長 浅野です。よろしく申し上げます。ちょっと仕事が手間取りまして、事前に送付できませんで、申しわけありませんでした。資料6をごらんください。お手元にあるかもしれないかもしれませんが、既に市民意向調査につきましてはこのような報告書が発行されております。ですから、基本的なデータはこれを見ながら確認していただければと思います。

この中でポイントになるのは、市民参加と言えそうな活動に参加しているのはどんな人なのか、あるいは参加するつもりがあるのはどういう人なのかということを確認するということなんです。ですから、タイトルは「誰が参加するのか?」、参加するつもりがあるのかということなんです。

そこで、この調査で尋ねられている参加活動のある統計的なやり方で分類してみるんですね。つまり、これらの項目は近いものと遠いものがあるわけですね。例えば、我々が学校のときに勉強していた科目で言うと、国語と社会は近いけれども、理科と国語は遠いといったような文系、理系ってよく分けますけれども、そんな感じで項目を分類することができるんです。簡単に分類してみると、今まで参加したことがある、参加経験があると言っていた人たちの回答のあるやり方で分類すると、2つの方向性があるということがわかります。それが最初の表です。

1つが、これは私が勝手につけた名前ですが、市政直接参加因子とでも言うべき方向性です。もう1つが生活密着参加因子とでも言うべき方向性です。灰色というか、色がついて塗られているものが、その部分はその横にある質問項目とかかわりが深いということです。つまり、ちょっと舌足らずですが、市政直接参加という方向性は、質問項目で言うと、市議会を傍聴したり、市への請願や要望を出したり、市の審議会の委員をしたり、そういったこととかかわって

います。他方、生活密着参加という方向性は、質問項目で言うと、町内会・自治会への参加、地域イベントへの参加や主催、そういったものと密接にかかわっています。これらはばらばらに見るよりも、合わせて足して得点化したほうが分析しやすいということになりますので、これを後で足して得点をつくります。

他方、過去のことでなくて、今後参加したいかどうかということについても質問しています。これも同じように整理してみますと、こちらのほうは2つになりませんで、1つになります。ですから、こちらは全部足し合わせて1つの得点を後でつくることになります。

(3)ですが、過去の参加実績、参加経験と参加意向、将来参加したいという意向について、それぞれ分析のために得点をつくっていきます。

まず、市政直接参加と先ほど名前をつけた方向性ですが、これは先ほど言ったこれに関係の深い質問項目の回答番号を逆転したものを足し合わせます。つまり、肯定的な質問に1が振られているんですね。それだと得点を見にくくしてしまうので、積極的な人に高い点数が割り振られるように、点数を1回振り直した上で足し合わせます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、もう1つの生活密着型参加得点も同じように、生活密着参加に過去にある質問項目の回答番号を逆転した上で足し合わせています。ですから、この得点が高ければ高いほど、市政直接参加に積極的であったり、生活密着参加に積極的であったりというふうに解釈することができます。

参加意向得点のほうは、これは2つに分かれて出てきていませんでしたから、すべての質問項目の回答を、ちょっとここは工夫が必要なんですけど、4番目の選択肢に「参加したいがどうすればいいかわからない」というのがあるんですね。これは参加に対して積極的なのか消極的なのか、よくわからない選択肢なので外します。4に丸をつけた人も全部外してしまいます。そして、1、2、3に関してだけ同じように回答番号を逆転した上で足し合わせるという、そういう得点のつくり方をします。

そうするとどうなるかというのが下の3つのグラフです。市政直接参加得点の分布で、最低点が6点なんですけど、最低点が一番、ものすごく多いんですね。同じように、生活密着参加のほうも、これは少し真ん中のほうに動くんですけども、それでもやっぱり最低点の5点が一番高いということになります。同じように、これから参加したいかどうかということについては、2ページが一番上のグラフですけども、これはもう少しなだらかになっていたり、最低点も大きいですけども、もう少し後ろのほうに山ができる形になります。

この3つの得点を使って、これら3つの得点を上げたり下げたりする要因は何なのかということを見ていきます。

まず一番最初に、2ですが、今までこの会議の場でこういうことが関係しているんじゃないかとか、ああいうことが関係しているんじゃないかという議論してまいりました。そこで、その議論の中で出てきた項目と今出した3つの種類の得点との関係を検討します。

具体的にどういう項目との関係を見るかということ、(2)なんですけど、性別、年齢、住み始め

た世代、居住年数、地域の知人の数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成といったようなものとの関係を見ています。

どういう統計的な操作をやったのかということについては、時間の都合上、これは省略させていただいて、要約したものだけを出します。それが（3）です。青色がついているところが関係があるものです。例えば市政直接参加得点というのは圧倒的に性別に規定されます。男性で高くなります。これは今も審議会の公募状況で男性が圧倒的に多いという現状とほぼ対応しているんですね。同じように、市政直接参加得点は年齢ときれいに相関します。つまり、高年齢ほど高い。つまり、高年齢で男性だと市政直接参加型になりがちであるということで、現に今ここで委員の分布を見ても、やはりそうなのかなと思うところがあるわけです。同じように、居住年数が長いほどこれは高くなります。

以下、同じように青の部分を見ていただくと、市政直接参加得点が高いのはどういう項目がどういう状態になっているときなのかということ、同じように生活密着参加得点が高い人はどういう項目が多くなっている人なのかということ、以下同文で、ある程度の傾向を見てとることができます。

見てとることができるんですけども、この分析にはちょっと限界がありまして、項目が相互に関係し合っているんですね。ですから、本当のところ、どの項目がどれくらい影響力を持っているのかがわかりません。例えば持ち家を持っていると、住居形態が持ち家だと市政直接参加もしやすいという結果になるんですね。ですが、これはもしかすると年齢の効果なのかもしれない。1戸建ての持ち家を持っている人というのは当然年齢が高いというふうについて、これは年齢の効果なのかもしれない。あるいは居住年数が関係しているんですが、居住年数が高い人、多い人というのは、年齢も多い人だと思うんですね。ですから、年齢の効果なのか、居住年数の効果なのか、1戸建ての持ち家の効果なのかがよくわからないところがあります。あるいは無職であることと年齢の効果も関連しています。つまり、無職である人も2つの種類があって、若い無職の人と既に退職して無職の人がいるんですね。無職であることの効果というのは、もしかすると年齢が高いということの効果なのかもしれない。だから、項目間に関係があるので、本当のところ、何がどれくらいきいているのか、このままだとまだよくわかりません。そこで、各項目がそれぞれ正味のところでどれくらいきいているのかということを見るための別の分析が必要になってきます。通常多変量解析と呼ばれているんですが、その中でも一番使い勝手がいいというか、一番わかりいい重回帰分析というやり方を以下では使います。

3番目です。誰が参加するのかということで、今出てきた3種類の得点に対して、先ほどの分析とほぼ同じなんですが、性別、年齢、住み始めた世代、地域の知人数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成のそれぞれが、それぞれどれくらい影響を与えているかを分析します。ここでは居住年数は外します。1つは、居住年数を入れると、次のページに全部で9種類のモデルができちゃっているんですが、これがさらに倍になって18種類になっちゃうんですね。安定度も複雑になり過ぎるということと、実は居住年数が余りききません。年齢はきくんですけど

れども、居住年数はききません。つまり、居住年数と関係しているように見えたのは、実は年齢の効果だけだということなんですね。なので、居住年数は省きます。そうすることによってモデルを少し少なくすることができます。

モデルはもう少し数が多くなるんですけども、ここでは強引に3つに絞ります。そして、モデル3つ並んでいるうちのどれが一番いいんですかという話になると思うんですが、そこが気になる方は、表の中に調整済みR二乗値という数字が入っています。各モデルの一番下のところに調整済みR二乗値ということで数字が入っているんですね。この数字が大きいものが当てはまりがいいモデルだということになります。余り違わないので、どれを見てもそれほど問題はないんですが、一応それが基準になります。

分析結果ですが、まず結論から言うと、色のついた数字が影響力のある項目です。色のついていないものは統計上、統計学的に見て影響力がない項目であるということになります。それから、標準化されたベータ係数、標準化係数ベータというふうに書いた項目があります。青く塗られている数字ですね、これが影響力の大きさを示しています。

例えば、一番最初の市政直接参加得点を従属変数とした重回帰分析という表のモデル1を見ていただきたいんですが、そこで性別のところに -0.113 という数字が入っているんですよ。同じように年齢のところに 0.220 という数字が入っています。マイナスがついているということは、つまり男性のほうが多いということなんですね。男性のほうはそうなりやすいということなんですから、そうなりやすさを見ると、いわゆる絶対値を見ると 0.113 と 0.220 ですから、性別の効果よりも年齢の効果のほうが大きいということになります。これは年齢が高ければ高いほど交流参加をしやすいくということなんですね。

同じように、地域の知人数というものも影響力があって、 0.133 という数字が入っていますが、これは年齢に比べると効果はさほど大きくない、相対的には小さいということになります。ですから、この数字の絶対値を見ると影響力の大きさがわかり、正負の符号を見ると効果の向きがわかる、押し下げるのか押し上げるのかということです。以下同様です。

ただ、ちょっとご注意いただきたいのは、これは私の分析が至らなかったためなんですが、住み心地ですね。住み心地なんですが、住み心地の得点も本当は回答番号を逆転して投入するとわかりやすいんですけども、ちょっと時間不足で変数をつくるのを省略してしまった結果、何が起きているのかというと、住み心地は普通の一般原則と違って逆にみてください。例えば、表の2枚目、3ページの上の表の右側のやつですね。生活密着参加得点を従属変数とした重回帰分析というところのモデル1を見ていただくと、住み心地のところに青い色がついていて、 -0.146 、こうなっているんですね。マイナスがついているんだから、住み心地が悪い人ほど生活密着参加をするのかというふうに見えてしまうんですが、これは逆です。住み心地がよいと感じている人ほど点数が小さくなるんです。回答番号がそう振られているので、1番の人が住み心地がよいと答えていて、回答番号が大きくなるに従って住み心地が悪くなるような、そういう回答番号になっていますので、住み心地は逆に考えてください。だから、これ

はマイナスがついているということは、住み心地がいいと思っている人ほど生活密着参加をするんだというふうに理解していただきたいなと思うんです。済みません、ここは私のほうがやや整理不足でした。

以下同様です。表は後ほどゆっくり見ていただくということにしまして、結果何が言えるかというと、最後の考察のところを見ていただきたいんですが、まず、市政直接参加得点が高いのは高齢男性で地域に知人が多い人たちということになります。同じように生活密着参加得点が高いのは、男女を問わず高齢の人、あるいは専業主婦、あるいは子供のいる世帯、そして地域の知人の数が多く、住み心地がよいと感じている人たちということになります。子供がいる世帯は、もしかすると参加意欲が高いんじゃないかという話を前にここでしたような記憶があるんですが、これはやはりそうなんだなということになります。あるいは専業主婦の方が実は参加ポテンシャルが高いんじゃないかという、こういう話題もここに出ていました。これもある程度はそうだといいことが言えます。

最後に、参加意向得点、これからの参加なんですが、これは男女を問わず高齢の人、それから有職者、住み心地がよいと感じている人、地域に知人が多い人などにその傾向が強く見られるということになります。もともとこの話は、若年層の参加を促すにはどうしたらいいかということから始まったと思うんですが、残念ながら、若年層にポテンシャルを見出すことは、この分析から見限りはできないということになっております。

最後に注目していただきたいのは、地域の知人数という変数の聞き方が一貫して強いということです。ほぼすべての項目に関して、地域の知人がいるその数が多ければ多いほど参加に積極的であり、参加意向も高くなります。ですから、ここを補強していくことが参加促進のためには非常にいいのではないかと個人的には思います。

なぜ知人が多いと参加しやすくなるのかについては、今回の調査のデータから分析することはできません。一応私の想像を申し上げておくと、恐らく3つぐらい機能があって、1つは情報伝達機能ですね。知人からいろんな情報が入ってくる。今度こんなイベントがあるよとか、今度こんな委員を公募しているよとか、知人が多いと情報が入ってきやすいので、参加が促されるというのがあります。

もう1つは親密性動機ですね。仲のいい人が行っているので、私も一緒に行こうという、イベントや講演会への参加はこういった動機で連れ立って行くということがあるようです。仲がいいので、一緒に参加するという親密性。

もう1つは信頼性動機とでも言うのでしょうか、この人がいるんだから一応行ってみようかという感じですね。今度大切なことを市議会でもやるらしいから一緒に傍聴に行こうと言われて、本当は行きたくないんだけど、この人が行くんだから一応行っておこうかという感じになった。相手の言うことをある程度信用していて、言うことを聞いてみようかなと思わせる、そういう感じです。情報動機、親密性動機、信頼性動機、このあたりが知人数の多さと結びついて参加を促す頻度に関係していないかというのが私の考えなんです。

済みません、ちょっと時間をオーバーしちゃいました。以上です。

◎坪郷委員長 浅野委員、どうもありがとうございました。

では、今報告いただいた件につきまして、皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思えますので、どうぞ。

◎福井委員 この資料の色分け等は理解できましたけれども、この調査データは、いつ、どこで何人ぐらいを対象にして抽出したか、もうちょっとこの調査状況のポイントになる一般的なことを聞きたいんです。

◎浅野副委員長 これは私のほうからご説明したほうがいいのでしょうか。

◎福井委員 そうですね。

◎浅野副委員長 もしこれをお持ちでしたら、これの一番最初に書いてありますが、調査地域は小金井市内の全域です。調査対象は小金井市内在住の満18歳以上の男女2,000人ということになっています。無差別抽出によって郵送回収をしており、実施時期は、平成20年、2008年の7月に実施されています。有効回答数は700人、回答率は35.0%ということですので、この種の調査としては標準的な数字かなと思います。

◎福井委員 わかりました。

◎浅野副委員長 一応この手の調査ですと、サンプル数が200ぐらいあれば大体いいとされているんですね。回答率としては、本当は有効回答率って教科書的にはもう少し高いほうがいいんですが、最近は調査協力者が少なくなってきていますので、4割前後あればいいだろうと言われることが多いです。ですから、調査としての要求水準は十分に満たしているというふうに私としては考えています。

◎坪郷委員長 福井さん、よろしいでしょうか。

◎福井委員 はい。

◎坪郷委員長 では、高橋委員、どうぞ。

◎高橋委員 ごめんなさい、基本的なことでちょっと聞きたかったんですが、ここにあるダミーというのが出ているのはどういう意味ですか。

◎浅野副委員長 どこですか。

◎高橋委員 項目に専業主婦ダミーとか無職ダミーとか。

◎浅野副委員長 これはダミー変数という言葉の省略形で、もともとこれは職業を尋ねる質問からするという意味ですね。職業を聞く質問というのはいろんな項目がずらっと並んで、1つを選ばせるようになっているんです。あなたのお仕事ということで、1自営業から7その他まで7種類の選択肢を挙げて聞いているんです。今回ちょっと省略してしまったところで、どの職業についているとどの職業よりも参加意向が高くなるとか低くなるとかいう細かい分析をやってみると、特徴的なものが無職と専業主婦なんです。なので、無職かそうでないか割り振るとかという新しい変数をつくるんです。ですから、そういう改めてつくった専業主婦かそうでないかという、そういう変数のことを慣例に従って専業主婦ダミーというふうに呼んでいるん

です。

◎高橋委員 言うんですね、わかりました。

◎浅野副委員長 本当は専業主婦かどうかで数字じゃないですよ。専業主婦かどうかで別に数字じゃないんですが、専業主婦に1を割り振って、そうじゃないものにゼロを割り振るというふうに無理やり数値化しているという意味でダミー変数を使っています。同じように無職ダミーの場合は、無職かそうじゃないかでゼロ・1化した変数です。以下同様で、単身世帯ダミーというのは、単身世帯かそうじゃないか。同様に世帯ダミーというのは、以下同文ですね。先ほど言わなかったんですけれども、モデル1、モデル2、モデル3と分けなければいけないのは、単身世帯ダミー、世帯にかかわらず、ダミーを全部3つ一緒に入れて分析すればよさそうなんです、一緒に入れると統計学上ちょっとよくないことが起こるんですね。分析の正確さを欠く部分が生じるんです。なので、3つ分けて投入しなければいけないことになってしまって、こういう煩雑な表になってしまいました。すみません。

◎坪郷委員長 よろしいでしょうか。

◎高橋委員 理解できました。

◎坪郷委員長 では、ほかの方、いかがでしょうか。

◎遠藤委員 非常に興味深い結果で、私も非常におもしろく聞かせていただいたんですけれども、2の分析結果の属性ですが、私個人としてはこういう大きな傾向には当てはまらない分類に入るのかなと思うんです。ただ、私もいろいろ地域の活動とか、こういう審議会とか、こういう市政の直接参加の分野とその生活密着参加と言われる2つの両方に参加をする中で、やっぱり同じような人と出会う場面が多いですよ。そういう意味で、この1ページの分布で最低点が最も高いじゃないですか。だから、市政に関するこういう問題や、イベントなどもそうですけれども、関心のある人となない人の差がものすごくあるという中で、そういう関心の低い人が大多数かもしれないんですが、そういう人の関心をどういうふうに喚起していくのかとか、直接参加であったり、生活に関する問題への参加であったり、そういうすそ野をどう広げていって、参加に結びつけていくかというのが大きな課題だなと、改めてこの分布を見て感じました。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

◎白井委員 遅れまして申しわけありません。非常に興味深い分析を見まして、私も余りこの傾向に当てはまらない人間なんだなと思います。

浅野委員にお尋ねするんですけれども、結果として、もともとこれを分析するもとなった若い人の参加を上げるにはどうしたらいいかと。結果的にはそれに結びつかないということではあるんですが、さっき遠藤さんの話にもありましたように、あえてそれでも若い人をふやすというのは、1つ、この間質問したときに、行政側としてもテーマを絞っていくと。どうすればいいと思いますか。

◎浅野副委員長 そうですね。その前に、お2人がこの傾向に当てはまらないかということは、私はそうじゃないと思うんですよ。つまり、僕は市政直接参加の典型だと思うんです。それで、これを規定する要因というのは年齢、性別、知人数なんです。恐らくお2人はたくさんのおところにいられているので、知人数が多いと思うんです。知人数って3段階で聞いているので、多分お2人とも3段階目に20人以上に当てはまっているんじゃないかなと思うんです。そうすると、年齢はともかく、少なくとも男性であり知人数が多いということでこの傾向をよく体現されている。これが今のお答えにはなっていて、年齢が若くても知人数がその効果をしのぐくらい大きければ参加を促進することができると思います。

先ほどから繰り返しているように、この知人数が実に強いと思っっているんですね。なので、若いという不利をはね返すくらい知人数が多ければいいと思います。でも、知人数をふやすってどうしたらいいのか、それは難しいと思います。どう働きかければよいか、ちょっとよくわからないんですけども、そこにヒントがあるかなというふうに思いました。

◎遠藤委員 最初はだいたい少ないですからね、知人数は。

◎白井委員 そうですね。僕もここに来てちょうど5年になるんですけども、2年前までは1人も知人はいなかったんですよ。今に至りというところではあるんですけども、そこには私なりの動機があったので、だから、知人をふやそうと思うきっかけをどう与えるか、そこかなという気がしましたね。

◎馬場委員 その知人数というのは、この地域でというのがつくわけですよ。

◎浅野副委員長 そうです。

◎馬場委員 そうすると、例えばこの辺に住んでいて、サラリーマンで東京へ出てしまう。地域にいる時間がほとんどないような人は、時間がないから地域でできっこないわけですよ。

◎浅野副委員長 そうです。

◎馬場委員 そこをどうするかというのが1つの壁じゃないかなと思うんです。

◎浅野副委員長 実は知り合ったきっかけを尋ねているんですね。圧倒的に多いのは隣近所だったという意味なんです。これはずうっと小金井にいる人にとってはすごく強いきっかけだと思うんですけども、おっしゃられたように、都心に働きに出ている方にとっては、帰ってくるのは夜ですから、隣近所の人と会う機会がないんですね。なので、そういう意味では、都心で長時間働いている方にとってはとても不利な状況であるということが言えると思います。

◎杉本委員 生活のスタイルというのは、今専業主婦というのがだんだん少なくなってきました。今回言われたように、専業主婦が地域生活密着型の中では非常に市政への参加が多い、いろんな地域の中で活動に追われるということは、PTAあるいは幼稚園なんかで地域の活動をせざるを得ないというか、していく場が自然に用意されているので、そこで劇的にふえていきます。私の経験からですね。ただ、今回、これからの生活スタイルがだんだん変わることによって、皆さん働きに出られる主婦層と言われる層がだんだんだんだん少なくなっているというのは確かで、共働き世帯というのがすごく多くなっていきますが、そういう生活のスタイルに

合わせてだんだん主婦層が少なくなることによって、またこれが知人を少なくし、あるいは市政というか、町への参加というのが少なくなってくる。そういう地域の事情がだんだんふえていくことを、今後、そういう働いている人たちもどんどん知人をふやすような、地域の中にどういうふうに場所をつくるのかというのはすごく大きな課題になってくると思いますね。それはやっぱりPTAや何かではなく、公民館であり、いろんなどころの公共施設であり、縁側であったりなんかする市民密着型の、自ら市民が自分でつくり出すような場がどんどんふえていくことになって、それを解消するというか、少し補充するということが起こってくるのかなということに期待しています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。浅野委員、今の点はいかがでしょう。

◎浅野副委員長 全く私も同意見でありまして、共働き化は多分とめることのできない流れだと思いますので、専業主婦が生活密着型参加を押し上げてきたこれまでのメリットというか、アドバンテージはだんだん縮小していくと思うんですね。ただ、それと同時に注目しておくべきなのは、子供が同居していると参加が促進されるという効果なんです。だから、専業主婦じゃなくても、子供がいると参加しやすくなるんですね。これは私自身やっぱりそうで、子供ができるまでは地域とのかかわりって何もないんですね。子供ができると、子供を通して周りのお父さん、お母さんにつながっていくし、いかざるを得ないというところがあって、働きながら子育てができる環境を整えることが間接的には社会参加につながっていくのかなというふうにも思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょう。

浅野委員のほうから、「誰が参加するのか？」ということで、現在の特徴と、それから、「参加意向」今後参加の可能性が出てくる、ポテンシャルが高いのはどのような特徴を持った人かということについて報告いただきました。これは直接若者の参加のポテンシャルがここから出てきているわけではありませんが、今皆さんの議論の中にありましたように、浮かび上がってきた論点では、知人の数が多い、あるいは子供との同居といったような幾つかのポイントがありますので、そこにつなげて、若者の参加を含めて、参加する人の全体をどうふやすのかという議論につながってくるのではないかと思います。

これに関しましては、今のところではよろしいでしょうか。

では、後で今後の提言に向けた論点整理のところでも、もう1度この問題については少し議論をまとめるようなことについてもご相談したいと思いますので、まずはこの件につきましてはここで終わらせていただきます。

それで、次に(3)ですが、今日は5人の委員からのご提案をいただいて、それぞれ議論をするということにしたいと思います。

それで、まずは若者の参加というテーマで関係がありますので、山下委員からまずご報告をいただいて、それでどうしましょうか。それぞれテーマは違うんですが、1つずつ区切りますと時間が足りなくなるかもわかりませんので、5人の方に通してやっていただくか、2人か3

人、2つぐらいに分けてやりましょうか。じゃ、山下委員にまずやっていただいて、あと杉本委員、福井委員と3人報告していただいて、まず一応区切って議論をしまして、その後、お2人にさらに提案していただくというふうに、全体をちょっと2つに分けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、山下委員からまずご報告をいただきたいと思います。

◎山下委員 済みません。まず、前回の会議に参加することができず本日になってしまい、申しわけありませんでした。そして、浅野委員の非常にしっかりとした資料も用意されたお話の後に、こんな紙1枚で申しわけございませんというところがありながら、坪郷委員長のおっしゃるとおり、先ほどのお話と絡んでくるところは多いと思います。

まず前提として、このような会議、各種の市の審議会なので、市民の皆様にお集まりいただくというスタートを考えたときに、行政が必ず接していないといけないということは、もう皆様周知の事実かと思います。なのですが、結局のところ、行政の方々がご用意をさせていただいて、行くだけになってしまうと。この委員会については、皆様が資料を積極的にご用意し研究などをするんですが、結構専門的などころになってしまうと、なかなかそういうこともできずに参加をされている方が多いのかなと。しかし、かといって、それだけではいけないと。各参加をしていったところで自主性を持ってもらうためにはどうしたらいいのかということを組織のレベルで考えようということが今回のこの提案であります。

まず大きく分け、2つのタイプを考えました。行政直結型、今お話にずうっと出ていた市の審議会とか町や自治会、そういったところで各地域にはそれぞれの問題点があると。それぞれの問題点を解決する先は、行政に最後ボールがあるため、その問題を解決するために、みんなでどうしていけばいいのかということ、例えば市全体の問題から町内会1個1個の問題まで大きく広げて考えていけばいいのではないかなというようなものが行政直結型。

そして、続いて遊行型ということで、もうこちらのほうは気軽に、最近はやりの街コンですね、そういったものとか、時期のいいときにバーベキューとか、そんなようなところを行政が用意して、そこで集まった人たちがいろいろなコミュニケーションをとる中で、うちの地域にはどういう問題があるんだというようなことを話せる提案をしつつ、そういったところから派生をして、そのレクリエーションがきっかけで、じゃ、この地域の問題を何か解決しようよということで動いていくような2種類があるのかなということを考えました。

そして、上記の例におけるルール、ポイントのようなものなのですが、最初に集まったときに、まずそれぞれの集まった皆様に対して役職をつくります。その役職をつくることで、それぞれの方々が、例えばレクリエーションのことを考えるについても、だれだれが頭となってやってくださいということになれば、その方が非常に責任感や目的を達成しようということと、あと、それが例えば1個のイベントを立ち上げるときに幾つかのセクションに分けてやったときに、幾つかのセクションでいろいろな催し物をやる。それで私たちが一番おもしろいものを

やりたいというような競争心を芽生えさせることができるのではないかということを考えました。そしてそのときに、レクリエーションの場合には市のお金、税金が絡んでくることとなりますので、行政関係者のほうでお金の部分の監査のほうを主にさせていただくことで、しっかりと税金が無駄遣いなく使われているというチェックをしていただくというのが最低限のルールかと思います。

そして、その反対側、行政直結型については、皆様はまじめな議論を常にできる環境下にあると思いますので、直接的には行政の方が促すのは難しいと思うんですが、その後、コミュニケーションをその会議以外の場でとれることを促すことができれば、よりいろいろな会議が実りのある議論になるのではないかということでご提案させていただきました。

最後になんですが、それぞれの行政直結型、遊行型、やはりメリット、デメリットがあるんですね。いろいろ市のことについて興味を持っていただきたいということに対して集まっていたいて、最初から行けることはあるんですが、なかなか実のある議論が最後できなくなってしまう可能性もはらんでいますし、今度、遊行型になると、なかなかそこに行くまでのプロセスが難しいということで、メリット、デメリットがそれぞれあるのですが、いろいろな方法を模索するという意味では、この両立をしていくと、より多くの人に集まっていただけのかなと思いつつも、どうやってこの参加者を集めるのかというところが非常に難しいかなというところでは。

以上でこちらのほうのご提案を終わらせていただきます。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問に限定して、ここの点はちょっと確認しておきたいというのがあれば、ここでやらせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

◎遠藤委員 組織からということなんですけれども、この2番目のタイプの方の担い手というのはどういうものを想定されていますか。例えば団体であったり、任意団体とか、既存のNPOとかそういうものですか、それから、新しく何かプロジェクトごとに募っていくような形なんでしょうか。それとも後ろのルールにあるように、行政が組織のパッケージを提供するというのは、行政が主導で何かするプロジェクトで団体を立ち上げることも想定しているのか、どういうイメージですか。

◎山下委員 こちらについては、行政側が全部提供すると。例えばですけれども、小金井は去年の夏に街コンを開催されたんですが、それはもう地域の方がやられたもの。結構街コンとかお見合いパーティーとかやられている行政もあるので、そういったところで、小金井市もこういうことに積極的に絡んでいっていいのかなという意味合いを含めて、こちら、両方とも行政がかかわるということで書かせていただいています。

◎遠藤委員 わかりました。

◎坪郷委員長 ご質問に限定していかがでしょうか、よろしいでしょうか。

では、後でまた議論をしたいと思いますので、それでは次に、杉本委員のほうから提案をお

願いたします。

◎杉本委員 私の提案は、「公募委員を公正に選考し、選考基準を公表する」というテーマなんですけれども、市民参加条例の第10条に「市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない」とありますけれども、本当に公募委員の公正な選任が実際に今具体的に行われているのかというところに、今回ちょっとスポットを当ててみました。また、「あらかじめ選考基準を公表しなければならない」というふうに記してあるんですけれども、また「選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない」とあります。けれども、市報なんかを見ると選考基準が明確に示されていないんですが、実はホームページには基準は明確に示されている。明確というのか、基準は示されているということは確認しましたけれども、確かにこれで市民が納得してこの選考基準に沿って応募するのだろうかというところは、私もまだ疑問のところです。

実は選考基準についての市報は、選考基準のところ、私、去年の市報を取り寄せたんですが、必要な方はお問い合わせくださいとだけ書いてあるんですね。これではやっぱり市民の方は選考基準をちゃんと知ることができないし、ホームページをちゃんとあけられれば、それでいいんじゃないかということでは済まないんじゃないかなと思っています。

基準をもっと市民に周知する方法はないだろうかというのが1つあります。落選した市民には通知が一応は来るんですけれども、落選の理由という説明が、私も何通かいただいたんですけれども、十分な説明がされていない。なぜ落ちたのか、その基準は何だったのか、何人応募して何人が滑ったということはわかっても、自分が落ちた理由がその通知書では十分ではなかったということが私の経験からあります。

次に、選考方法なんですけれども、選考委員会のあり方について少し疑問があります。施行規則の第11条ですが、「条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会を設置するものとする」とあります。選考委員会では、選考基準を委員会で示し、こうした上で選考会議というのが開かれているのか。

それは市民参加条例の手引きの45ページなんですけど、モデルというのがありました。これを見ますと論文審査というのがありまして、点数制になっている。私はもっともっと詳しく見ればよかったですけど、10点満点で点数がつけられていて、例えば46ページのところなんですけど、6論文審査、1、2、3、4、5となりまして、「現状や課題を的確にとらえているか」、などところずっと書いてあります。米印のところですが、10点満点としますというふうに書いていて、これが審査基準であると。この審査基準まではホームページでは知らされているので、自分が何かを応募するときはこの基準に沿って論文を書くということになるんですけれども、でも、私が疑問なのは、これが基準として成り立つのかどうかというのがまだ私自身納得ができていない。点数による差をつけることによってその選考が決まるということになっているわけです。これはほかのところも一応見ましたけれども、大体がこの点数方式であるということがだんだんわかってきました。

例えば選考基準を満たして内容に甲乙をつけがたいということは、論文が複数出された場合にはどうするのかということの一定のルールがこれでは見えにくいんですね。そこに選考委員による作為が働くことも懸念されます。名前などは全部黒塗りで示されていて個人情報を守られても、論文趣旨の選択権というのがそこで選考委員にすべてゆだねられているというところに問題があるのではないかと考えています。

私の提案ですが、選出に当たり、甲乙つけがたい内容で趣旨が並ぶ場合においては、最終的には抽せんなどの方法で無作為の手段を選ぶことも1つ方法ではないかと思うんですね。ほとんど内容に甲乙つけがたい場合においても、必ず点差をつけるというようなのがどこかにあったんですが、どこかのところに同点であっても必ず点差はつけるというふうな文章があったんですね。ですから、本当に点数形式でやると、それぞれの委員の人たちが持っている点数を1つ1つにつけていくということです。それを出して点数で甲乙つけるということなんです。

私は選考委員会において、ちゃんと市民傍聴は認められていないと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。選考委員会というのは市民傍聴が認められている委員会ではないですね。そこはやっぱり不透明な部分をつくっているのではないかとということです。提言なんですけど、私はこの選考委員会に専門性を持った第三者を導入する、1人は必ず置くということを提案したいと思います。選考委員というのは、例えばこのモデルにあるように、部長、課長、あるいは市長、助役、収入役など、こういった関係機関の行政職員のみで行われているんですけども、それだけで選考されることが果たして本当に透明で公正であることなのかということを、皆さんに諮っていただきたい。

あと、すべての応募した市民の原稿を公開してはどうかと私は思ったんですけども、実は1つ懸念されることがあって、例えば公開するという前提に公募すると、応募者が少なくなるんじゃないか、減少するんじゃないか。たとえ匿名であっても私は別に構わないんですけども、出したくないと思う市民が出てきたときに、せっかく市民参加でたくさんの方を募る場合、少なくなるんじゃないかということの懸念は1つあるかなというふうに思いました。

それで、提言なんですけれども、各委員の公募を公正に行うために選考基準を明確にする。つまり、ホームページのみならず、市報やいろいろな形で選考基準があるんだよということを知らせる。ただ、この選考基準の知らせ方は点数制であるため、本当にこれでいいのかどうかというのは、私にとっても疑問であるということです。すべての応募した市民の原稿を公開するというのは私の意見ですけども、皆さんの意見も知りたいです。

さっき言いました、選出に当たり甲乙つけがたい内容は無作為の部分必ず最終的には取り入れてはどうかということと、あと選考されなかった市民の通知にはきちんと選考基準を納得のいくまで説明し、十分にその理由をきちっと説明することが必要であるということと、最後に、ここには載せなかったんですが、選考委員には第三者による専門家は必ず委員に入れる、委員としてそこに座っていただく、職員以外にということを私は言いたい、提言したいと思います。

もう1つなんですが、委員会での合意形成と意思決定過程についてもちょっとお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

◎坪郷委員長 はい、続いてでいいです。

◎杉本委員 これを私が課題にしたのは、ここの市民参加推進会議が合意形成と意思決定過程というのが明らかになっていることに私は非常に驚きました。今までの各委員会、何年にもわたって参加した委員会というのは、このようなきちつとした透明性を担保された合意形成や意思決定過程が十分ではなかったということを、私は今までの経験で十分身にしみております。

課題としては、市民の価値観が多様になって、そうはいつでも、意見の違いをまとめ決定していくということは昔よりも難しくなっています。委員会というのはただ意見を述べ合うだけの場でも聞き置く場でもありません。委員は自分の趣旨を伝え、ほかの意見との調整を図りながら合意し、その中で決定していくという責任と権限を持つわけです。

そこで、議長というのは合意の過程をファシリテーターとしてまとめていく役割を担うわけですが、委員の意見を調整し合意し、決定までのプロセスを持っていくということが重要になっているんですが、最終的にはだれがどのように決定するのかというプロセスがほかの委員会では明確になっているのか、いや、明確な委員会はほかにあるのかなというのが私の素朴な疑問です。

一番大事なのは記録です。今のところ、施行規則第5条から6条に載っておりますが、「会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする」となっております。全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録、この3つを選択するというふうにされています。調べていただいたんですが、担当職員の方は大体どのぐらいの割合で会議録をしっかりとっていらっしゃるのか、大体のおおよそでいいので、お答えいただいてよろしいですか。

◎坪郷委員長 終わってからやりましょうか。一応提案をひととおりやっていただいた上で。

◎杉本委員 わかりました。私は今までの経験からほとんど全文記録はあったものの、要点記録がなかった。つまり、議事録としての記録を余り見たことがなかったというのがあります。もちろんやっていたら委員会もあるでしょうけれども、なぜ議事録が必要かというところ、それは全文記録ではなく、きちっと合意形成した部分をしっかりとまとめたものを載せているというところで、1つ1つ私たちが意見を出し合ったことが集約されてそこに載っているということです。

委員会のメンバーがその違いをきちっと把握しているかどうかということがすごく疑問です。会議録というのは、次の委員会までに全部配られます。配られて、それを私たちが間違いないかどうかを確認するという作業は今までも十分行われてきました。ただし、それは議長の権限であり、議長のやり方にもよるんですけれども、そこできちっと合意がされていないために、何が決まったのか、決まっていなかったのかははっきりしないままに会議が進むという例がたくさんありました。

私のほうからの提言ですけれども、「会議録」「議事録」の文言を条例や規則で明確に規定し、全文会議録と同時に、必ず議事録を作成することをしっかり施行規則の中に「明記」してはいかがでしょうか。会議録のとり方は、事前に委員に配付されて確認をとるんですけれども、それは庁内の職員プラス市民と一緒につくるということ、以前やったことがあるんですが、それを一緒にやるということもあわせて提案したいと思います。

と同時に、合意形成の方法なんですけれども、私なんかもその合意形成をとることが本当に難しいということを今まで痛感しておりまして、ワークショップなど、職員、市民合同で研修を行うというのを提言させていただきたいと思います。それは行政の方だけではなく、やっぱり市民も学んでいくその意思決定過程の研修というのをどこかで入れていきたいと思います。

以上ですが、その後、取り上げていただきたい事項なんですけれども、実は、今調べておりましたら、教育委員会の委員選出が非常に不透明だということがちょっとわかってきてまして、ここの部分は特別のところなのでしょうかとということで、モデルのところの50ページです。私はこの文章がよくわからないんですけれども、7番の説明のところ、これはもしどなたかが説明していただければですが、「教育委員会から」云々がありまして、「選考委員のうち一番権限がある者が主催する。選考委員会の傍聴は認めず、非公開とする。なお、担当する職員はできるだけ少数の者とする必要があります」と書いています。

教育委員会はどう特別なのかというのがよくわからないのですね。教育委員会になぜ公募が入らないのかというのもすごくおかしな話で、ここは特別な場所になっているのだろうかというふうな疑念がありまして、今後、小金井の大事な教育をどうするかというところにこういった不透明な部分が入っていいのだろうかということを、皆さんはどう思っているのかかなというのを聞いてみたかったということが1つ。ここでは、本当に公募制の導入を提言していますけれども、ここでは今後、今日でなくてもいいので、皆さんのご意見をまた伺いたいということ。

あともう1つだけ、市民協働の推進なんですけれども、協働事業の契約のあり方という部分がありますが、これから市民が行政と協働でいろいろなことを行う場合においては、やはり市民というのは民間の企業に比べていろんな意味で実績などは少ないです。でも、市民でなければできないような部分はいっぱいあります。そこにおいて、いろいろなプロポーザルや競争入札において、今市民が参加して公平に協働で市の事業を行うような素地というか環境がきちっと整っているかどうか。今後、これについて、皆さんと議論していきたいという提言をさせていただきたいと思います。 済みません、長くなって。

◎坪郷委員長 それで、制度に関連して確認すべき点や、あるいは質問があったと思うんですね。事務局のほうで何かありましたら。

◎事務局 先ほど杉本委員からのご質問にありました各審議会において会議録をどのような形でとっているかということなんですけれども、済みません、質問されてから調べる時間がなかったんで…、一応企画政策課の中だけは調べました。企画政策課で所管していますのは6個の

審議会がございまして、そのうち市民参加推進会議と、新庁舎建設基本計画市民検討委員会のほうは要点筆記もとっておるんですが、あとほかの4個の審議会については全文筆記でございまして。それ以外の審議会についてはわからないんですが、おおむね恐らく全文筆記でやっているのではないかと思います。

それと、先ほどの教育委員会のというところだったんですが、50ページのこちらの説明につきましては選考委員会の説明になります。

◎事務局 47ページ以降、これはモデルの添付ということで、別に法令上のもものではございません。これによって何かが拘束されるというようなことではございません。

なお、教育委員会については法律で、教育委員会というのはそもそも附属機関ではなくて執行機関という位置づけで、こちらのような審議会とは別の形なんですけど、市長が選任して議会の同意を得て、教育委員会の委員を選任するということになっております。

◎杉本委員 そうですか、わかりました。

◎坪郷委員長 今回の杉本委員の提案については、まず確認すべきこと、あるいは質問事項がありましたら、二、三していただければと思います。

◎山下委員 単純な質問をさせていただきたいのですが、今杉本委員が提案されたことで、市民参加はしっかりとした規則をつくれれば促すことができるということの視点に立ってつくられたかという質問をちょっとさせていただきたいんですが、ちょっと難しい、視点の問題なんです。先ほど、応募した市民の原稿をすべて公開すると少なくなっちゃうかなんておっしゃっていたので、しっかりとした明確な取り決めがあれば、皆さんに参加していただけるという視点でつくられたのか。公開することによって減ってしまう危惧もあるということでおっしゃっていたので、どういう視点でこの考えをされたのかということをお聞かせいただきたいんですが。

◎杉本委員 自分が応募して落ちた場合に、ほかの通った人たちの原稿というか作文を見ることによって、自分自身がなぜ落ちたのかということがやっぱり納得できるわけですよ。それが本当に最終的にわからないでは、本当に現実のその原稿をきちっと見ていない限りにおいては、幾ら納得のいくような説明されてもわからないという部分はありますね。だけれども、そういう一定のルールをきちっとそこにつけてしまった場合は、ルールとして定められた場合は、最初にそのルールを見て応募する人が少なくなるということも懸念されるので、果たしてルール化することが正しいのかどうか。参加という部分で、参加しやすい環境になるのかどうかということに関しては、皆さんはどう思われるのかな。メリット、デメリットがあると。だけれども、そこではほかのすべての原稿を公表しない限りにおいては、やっぱり透明性は担保されない部分もあって、そこは私自身の中で揺れている部分でもあります。そういう感じでもよろしいでしょうか。

◎坪郷委員長 質問に限定してですが、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、後でまた皆さんからのご意見をいただきたいと思いますので、では、福井さんの

ご意見を提案していただけますか。

◎福井委員 資料2、初めに、第27回の際に、皆さん議題提案されたときの提案内容なんですけれども、私としては市民参加条例の第24条の市民と市との日常的な協働及び第25条の活動の拠点をより深く具体的に議論する必要があるんじゃないかということで提言させていただきました。

理由としましては、一言で言いますと、まだまだ窓口行政が不十分だということ、しっかりとこの2点をやっていけば、効果としては市民生活の満足度につながるんじゃないかということで、この2点を提案したんですけれども、若干、皆さんの議論と相対的には第24条と重なる部分もありますし、第25条は第3期でも一部議論された過程があるということで、さらに新たにプラスするということで、今回は公募方法と公募の方策ということで、2点提案したいと思います。

市民の意思を市政に生かして、市民本位の市政を円滑に進めるためには、1点目として、市政への参加方策として、一般市民が参加しやすい一元化されたフォーマットが必要なことが前提条件だと思います。例としては、附属機関などの委員の公募の一覧表を作成して市民に提示していただければ、市民がより選択しやすい公募方法がとれるということです。

それで、市の広報としては、ホームページで審議会委員の公募を掲載されていますし、また、市報でも時期によって7つ、8つまとめられて公募されている審議会等は載せられているんですけれども、これはあくまでその時期に対応して、そのときに目にする限られた審議会の中身であるということで、逆にいえば、52附属機関の名称の審議会があるんだったら、これを一覧表にしたのを一般閲覧できるような市民向けの要項をつくってもらうこと。さらにその要項に基づいて、今提示されているような2つの方法でより具体的な実際公募する時期に合わせた格好で、その52の項目に該当していれば市民参加していくという方法がとれると思います。

しかも、先ほど資料7でありました附属機関の設置状況ということがあるんですけれども、これはあくまでも行政内部の資料ですから、こういう項目で盛られていいと思うんですが、市民に参加してもらおうと思えば、この附属機関の名称というくくりを、担当課中心の行政的なくくりじゃなくて、逆に市民の目線から見れば、例えば環境だったら環境の分野を、所属の担当課を超越してグルーピングして提案してもらえれば、より市民の立場としてはチョイスしやすい、市民参加の審議会の要旨だと思います。ですから、附属機関の名称を縦系列に羅列していただくのも、市民目線から見る分野別のアイテムにまとめていただくというのと、あと左の列にいきますと、公募の時期とか、要項内容とか、先ほど杉本委員から提案されている公募の基準ですね。また委員の任期は大体2年ということで限られていると思うんですけれども、そういうところも横ぐし的な系列で市民目線で1つつくっていただいて、あとは先ほど言いましたようなホームページとか市報で確認しながらエントリーしていけば、より参加しやすい方策がとれるんじゃないかということで、1つ目の提案としては、一元化された市民目線のフォーマットの一覧表を整備すべきであることを提案します。

2点目としましては、応募方法としては公募委員の登録制というのが1つ考えられると思うんです。当委員会も一部第2期に提言ということでされているんですけども、検討課題ということで最後までまったままで一切具現化されていないということで、その内容、中身を見ましたら、青森県八戸市と埼玉県宮代町で参考にする資料があったということで、今、お手元の2ページ以降のところでは抜粋してポイントだけ網羅してあります。

簡単に言いますと、裏の2ページ目が青森県八戸市の登録制度の要綱、次のページが八戸市の申請書、次のほうは埼玉県宮代町の市民参加条例の第21条及び施行規則の第11条から第15条で、登録制度だけをうたっており、その内容と同じく申請書を添付しました。これに基づいてチェックしましたら、登録制度の中身としては流れ的に言いますと、公募委員として登録したい市民がエントリーして、そのエントリーした人に対して行政が公募情報を提供する。それに基づいて市民が応募し、行政が選考して、市民が委員になるという流れで登録制度というのが決められております。

記載しているとおり、青森県八戸市は登録制度の窓口としては総務部行政改革推進課及び埼玉県宮代町では総務推進課という窓口で管理運営されているということです。さっき申しましたように流れ的には、そういう市民を委員として登録している、さらにそこから合致する者が委員になっていくという仕組みになっているんです。一言で言うと八戸市と宮代町の違いは2カ所あるんですけども、八戸市は任期が4年、宮代町は任期が3年というのが登録の期間。それと、あと八戸市は年齢制限はなしというところと、宮代町は20歳以上が対象の登録者に該当するということが2点ほど違いますし、また近隣の市町村でもそういう登録制度を扱っているということで、小金井市もそういう運営をしていけば、より市民参加の審議会に参加する方策がとれるんじゃないかということで、2点提案したいと思います。

それと、「小金井市への要望」ですけども、我々が参加している市民参加条例は、タイプとしては市民参加協働条例型というような位置づけのタイプで、中身的には単独に独立するような条例という部分もあるんですが、小金井市の市民参加条例には協働という分野も多々入っているタイプだと思いますし、また、市民協働あり方検討委員会の答申書も、我々が今後検討していく項目と非常に重複している面も多々あるんじゃないかと思います。

そこで、市民が参加しやすい環境づくりとして、①専任職員担当の市民参加推進課の新設部署の設置、②としましては、縦割り窓口行政から全方位型窓口行政として、財政面の優先順位はあるんですけども、協働推進センターの建設ということも小金井市に要望したいということで、あくまでも市民目線の立場から、より行政の窓口の、例えば我々個人及び任意団体及びNPO法人等が今後協働で取り組もうと思っても、窓口行政は全部1つずつすべて違っているということで、そういう窓口としては協働推進センターというのが一元化されていけば、より市民が積極的に参加しやすいんじゃないかということを含めまして提案したいということです。

◎坪郷委員長 今、3名の委員の方からご提案いただきました。これに関しまして若干議論を

したいと思います。1つは、公募委員に關しまして選考基準の公表、選考過程の透明化という形のもの、それから、議事録、会議録の件、委員公募の分野別の一覧表の提案もありますし、登録制については、これは従来第2期のときに挙がっていたようですけども、そういうものについてはどうか。その他、協働のあり方についての論点は出ていたかと思います。山下委員のほうは、先ほど若者の市民参加というものを組織の観点から提案いただいた。多様な論点がありますが、事務局のほうで何か参考資料、参考になるようなものが何かありましたら、どうぞ。

◎事務局 まず1点、先ほど福井委員からご報告いただきました市民目線から見たときのわかりやすい区分け方法というので、確かに市民の方が見たときにわかりやすいものというところで、今ホームページのほうに審議会の一覧というのを載せておるんですが、そのページをクリックしていただきますと、まちづくりに関する審議会、環境に関する審議会という形で、福井委員が先ほどおっしゃられたような項目単位での審議会の区分けはホームページのほうでは持っておりますので、そちらのほうでござんいただけるかと思います。

あともう1つ、公募市民の登録というところの話なんですけど、近隣の三鷹市のほうで、こちらの八戸と宮代町とはちょっとまた別の方法なんですけども、宮代町と八戸は、まずエントリーしたい方、エントリーをした方に通知を送るという形なんですけど、三鷹市のほうでは、市のほうから無作為抽出で市民の方へ案内をお送りして、市民公募になってもいいですよという方にあらかじめ登録をしていただく。それで審議会のほうで公募委員が必要になったときに、こういう審議会があるので、公募委員になってみてはどうですかと積極的に働きかけをするというのが三鷹市でやっている取り組みとして、ご報告させていただきたいと思います。

三鷹市に問い合わせをしまして、平成22年から始めている制度でして、22年のときに1,000人に案内をお送りしたところ、応募があったのは111人ございました。有効期限は2年間で、その2年間で就任された方は全部で72人いらっしゃったそうなので、かなり高い確率で就任はしていただいているということです。24年度、今年も新たに1,000名に応募をかけたところ、承諾いただいた方は80名ということでございます。

◎坪郷委員長 それでは、今幾つか論点が分かりますが、皆さんのほうからご意見等を出してもらいながら、少し論点を整理をしながら議論したいかと思います。

それと、協働については、2人の方から関連で挙がっておりますが、市民協働あり方等検討委員会の答申書はかなり時間をかけてやられたので、さまざまな重要な論点が盛り込まれているので、これはこちらの答申書の検討が十分進んだ上で、さらにどういう論点があるということが今後必要ではないかと思うんですが、この答申書については、まだ市のほうの動きとしては特にないんですかね。それでは、皆さんのほうから論点を出していただいて、若干議論をしたいと思います。

◎遠藤委員 杉本さんの発表については、前回の傍聴環境の整備向上についてという問題意識と通底するものがありまして、非常に興味深く聞かせていただきました。審議会の委員の選考

結果については、他の審議会の関係者や別の市民の方の間でも話題に上っているところでありまして、やはり選考方法とか選考基準というものは、そもそも行政や当局が選定をすると、選考過程や選考結果についても、やはり今の現状では明らかになっていないんじゃないかということ、以前、ほかの市民の方とも話したことがあります。

以前、前期の会議でも議論されたようですので、重複する面があるかも知れませんが、以前、別の審議会で公職にあった方、元職の方が委員になられたことがありました。どういう経緯でなったのかということやいろいろ別の市民の方が問い合わせたりして、その件については議会に陳情書も出ていたかと思うんですけども、相当な選考のプロセスであったり、結果が、やはり事後の検証に耐え得るようにしておかなきゃいけないと思うんですね。すべての審議会で、結局、応募した論文は返却するというようになっていて、選考が終わってしまったら返却してしまったのでわかりません。それで、結局記録も何も残っていないので、どういう理由でこのような結果になったのですかと後から市民から尋ねられたとしても、結局、それについては返してしまったのでわかりませんということになり、やっぱり選考のプロセス自体がオープンにされていないということもあると思います。ですので、繰り返しになりますけれども、そこはやはり事後どういう結果で、どういうふうな形でというところでの何か記録ですとか、公開されるような仕組みですとか、そういったものがつくられなければいけないのかなというふうに感じています。

あと、後半の委員会での合意形成の部分なんですけど、意思決定過程とか会議の進行方法などというのは、前回の議論にもちょっとありましたけれども、各審議会での運用になるので、その部分はなかなか明文化するというのは難しいかなとも思うんです。ただ、最低限、議事録とか要点記録についての仕組みを明確にしておけば、ほかの審議会でも統一した運用ができるでしょうし、そこは1つ、ほかの委員の皆さんの意見も伺いながら、ちょっと議論していかねばいけない問題だと思いました。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方々はよろしいでしょうか。

◎山下委員 私も杉本委員のところで、遠藤委員に全くけんかを売るとか一切ないんですが、私はそれは真逆だと思ったんですね。というのも、杉本委員もさっきおっしゃっていたように、私もそれでいろいろやってしまうとすそ野が広がってしまう問題があるというところで、やはりこの会議の中ではどうすれば皆さんが積極的に参加していただけるか。私はこの会議に参加させていただいて、皆様、非常にレベルが高い方々ばかりですので、恐らくそういったところで、ある意味でしっかりと問題意識を持って、どういうことをすれば今市の問題が解決するというところをある程度わかっている方々で、どこに行けば自分が調べたいものがあるのというところがある程度わかった人の中では、この議論は非常にしっかりと行っていったほうがいいと思うんですね。

逆に今度、新たなすそ野を広げるといふ部分では、小金井、この前、ごみ問題があったよな。住んでいるところの市がまずいいのか。おれ、ちょっとごみ問題について考えてみたいんだけど

ども、何をやっていいかわからない。市がいろいろごみ問題について考える会を開いているのか、じゃ、それに参加しよう。とにかく僕はこのまちをよくしたいんですというような、意外と論点がぐちゃぐちゃな論文だったとしても、市とか市民参加の観点から考えれば、そういう方も会議に参加していったってフレッシュな意見をどんどん取り入れたほうが良いという観点もあると思うので、そこで今度論文を全部公開をしてしまうと、何でこんな人が通ったのということを見られてしまう可能性もちょっと危険性としてあって、すそ野を広げるという意味では、そういった今気持ちが熱く火をついたばかりの方も参加していただいたほうが、その市民参加のすそ野は広がるのではないかなというふうに私は思いました。

◎杉本委員 今の山下さんと遠藤さんの意見を聞いて、そのすそ野を広げる、いろんな人の意見を聞くということはすごく大事なことですけれども、限られた、例えば2時間という中で委員会というのは行われるわけですが、その貴重な2時間の中で何を議論するのか、そして何に向かってきちっと問題解決して結論を出すのかという役割においては、やはりすそ野を広げるいろんな意見を絞り込んでやるやり方というのは、同時進行でよくやられることがあるんですね。まちづくり条例と都市計画マスタープランをつくったときはそれをやりました。だから、こういった審議会での形式でやる、委員の人たちが議論をするやり方と、すそ野を広げるという意味で、いろんな人たちの意見をもらっているわけですから、またそれは手法が違うのかなという気がするんです。うまく言えないんですけれども、どうでしょうか、ちょっとまとまっていないんです。

◎白井委員 今杉本委員がおっしゃったことは僕がちょっと言おうと思っていたんですけれども、山下さんがおっしゃることはこの提言に対する意見ということですよ。

◎山下委員 そうです。

◎白井委員 ただ、その話の中で出てきたすそ野を広げる云々というのは、基本的にここに盛り込まれていないので、その指摘箇所が違うと思うんですよ。だから、今杉本さんがおっしゃったように、この提言はこの提言で何を目的にしているかというのと、要するに透明性がないですよ。それは市民として納得いきませんという話、それに対する提言。すそ野を広げるというのはまた別の話なので、それはすそ野を広げるためにはどうするかというのは議論したいと思うんですよ。

ただ、それに関しては、例えば福井委員が書かれてある議題で登録制のやつ、これもすそ野を広げるかというのと、ちょっと微妙かなと思っていたんですよ。ただ、行政側からさっき説明があった三鷹の例、あれは本当にすそ野を広げるということになると思うんですよ。ちょっと話がいろいろ飛びましたけれども、とりあえず杉本さんの話としては、すそ野を広げるのとはまた別の話という理解でいいですよ。

◎杉本委員 そうですね。三鷹市の無作為抽出というのはすごいなと思いました。

◎白井委員 そうですね。無作為とさっき言っていましたけれども。

◎杉本委員 すごいですね。そうなんですか、これだとすそ野が広がりますし、すそ野を広げ

る方法としてはいろいろな方法がある例かなど。

◎**白井委員** あと、杉本委員の提言に対しては僕は基本的に賛成です。確かにハードルを下げる、参加そのものがハードルを、今までやっていたけれども、それだったらいいかという方も、正直、中にはいらっしやると思うんですよ。でも、それよりも、要は納得できない面のほうが、恐らく杉本さんなんかはいろいろ経験してきたみたいなので、透明性を高めるというほうが、総じて市民感覚としてはもともとは高いと僕は思いますね。

◎**遠藤委員** すそ野を広げるという意味では、今、例えばごみ問題、さっき山下さんがおっしゃられたような、あれははっきり言って抽せんでやっていますよね。その一方で、やはり専門性がある程度要求されるというのは論文審査があるわけで、そういう意味では、その選考方法の設定ですとかそれ自体は行政がやっている。あとはそこからですよ。その設定がいいかどうかはまた議論があるところだと思うんですけれども、その後の選考プロセスと選考結果については公開がまだ進んでいないというか、現状ではかなりクローズドだと思うんです。そこは前回の問題なども共通する部分ですけれども、そこから先の部分で、やはり多くの公募委員の人に応募してもらい、あるいはいろんな人に参加してもらうためには、その公開のプロセスは結果も含めて公開していったほうがより納得もいくし、それぞれがわかった上で応募するわけですから、意識の高い人が応募するんじゃないか、そういう理解があるので、そこはやはり杉本委員の前段のことで言うと非常に有利だと私は思います。

◎**坪郷委員長** ほかの委員の方。

◎**浅野副委員長** 私は透明性を高めるという基本方針に関しては賛成です。ただ、作文を公開するというのは、果たしてそのためにふさわしい方法なのかということについてはやや懸念を持っております。これはよくある話なんですけれども、例えば学生のレポートをネットに公開させるみたいなことを大学の教員はよくやるんです。そうすると、卒業してからもそれがアップされたままになっていたりして、それが余りにもばかなレポートだと、発掘されて、おい、この大学はこんなばかなレポートで卒業させているよみたいな感じで炎上してしまうんです。

同じようなことが、例えば非常に差別的で排外主義的な作文を書いてきた人がいたとして、それが小金井市のサイトに載っていると。それを発見した人たちが、小金井市はすごいぞ、これみたいな感じでツイッターなりフェイスブックなりで出回って、炎上に近い事態になったときにどうするのかといったようなことも考えておかなければいけないだろうなという気はするんです。下手をすると、その作文に書かれていた幾つかの断片的情報を組み合わせて身元を特定されてしまう危険性だってありますよね。なので、透明性の確保は重要だけれども、作文をオープンにすることがそのためにベストな方法だとはちょっと思えないというのが私の意見です。

◎**五島委員** 2つあります。1つは、山下委員の若者の市民参加というところ。これも前から意見というか指摘されているところなんですけれども、先ほどの浅野委員からの指摘も、条件

がそろっていないがどうしたらいいだろうということだと思いますが、今の杉本委員の意見とちょっとかぶるところはあろうかと思うんです。ここでは、市民参加のはしごというのはもう古い話ですけれども、はしごがあって、どういうレベルでどういうことがあるとかというように、そういうはしごという考え方があるという前提でお話ししますが、それぞれのランク、レベルで参加を促していく。例えば2段目にいる人が3段目に上がっていくような、そういうモチベーションを持てるような情報の出し方を工夫しなきゃいけないと思います。それは広報の工夫なのか、キャッチフレーズの工夫なのかわかりませんが、そのところがすごく大事で、ただ、そこは作ろうとするとすごくストレスがかかることだと思います。

僕はあるNPOで講座をずっとやっていたんですけど、市民コーディネーター体験講座というものなのですが、ファシリテーションだとか、コーディネーションだとかを伝えていこうとしたんですが、簡単にいえば市民の人たちが集まらなかったんです。

そのチラシをつくったときに、ここに何をを入れるかというので、理事が3人も4人も何回も話し合いをして絞り出した言葉があります。そうすると、そこまで労力をかけると集まってくるんですよ。それだって2人とか3人とかというレベルですけども、これを見て来ましたという人が来たんですね。それをやらないと多分集まらない。ここで山下委員が遊行型と書かれている参加のところは、多分、それはイベントをやって、例えばこきんちゃんが見られるよとなったら、それは来るかもしれないけれども、それは一番下のほうの参加であって、その人たちをどうやって次に上に上げていくか。次に上げていくかというそのところはすごく工夫が必要だと思います。そういうことを促すような行政としての取り組みのフレームをつくれなかなという環境をつくる。こういうことをやらなきゃいけないのか、促すのかわかりませんが、そういう環境を整えるような枠組みをここで提案できないかなというふうに思います。それが1つ目です。

2つ目なんですけど、これは杉本委員の2ページ目の一番下の市民協働の推進に向けてというところにひっかかるんですけど、この場とはちょっと違うような、またちょっと別の活動で、簡単な、気軽な勉強会みたいなものをちょっと企画して実施してきているんです。その会場ということで、皆さんご存じかもしれませんが、雨デモ風デモハウスというのが新小金井街道と連雀通りの交差点にあるんですけども、そこができたというので、そこを会場として使いたいということで、アドレスがあったので、役所に問い合わせのメールを送ったら、しばらくして、ちょっと事情があって使えませんということで帰ってきて、その建設から立ち上げにかかわった人たちを何人か知っていたので、個別に連絡をして聞きました。そうしたら、去年の9月にその建物はオープンしていて、市長等も参加をされて、その後、新しい公共支援事業にも採択をされて、そのお金がもうついて運営されているようなんですけど、そういう状況にあるにもかかわらず、その部屋が使えないということに今なっているみたいです。それがなぜなのかというのがよくわからないんですけども、今年度の管理運営は結果的にプロポーザルを経て委託が決まったようなんですけど、この事業全体にずっと継続的にかかわってきた組

織がそのプロポーザルに入ったんですけれども、結果的に落とされて、別の会社に行ったりとかということが起こっているようです。

確かなところはわからないんですけれども、委員会での物事の決め方とかということと、それから、プロポーザルの審査のあり方みたいなものはどこかに何らかの意図が入っていたのではないかなというような気がしましたので、そういうことはどのように公開していくかとかということもあわせてちょっと確認を、もしも提案の中に盛り込めるのであれば入れておいてもいいのではないかなというふうに思っています。その経緯については、今度もうちょっと話を聞いて、できれば次回にもう少し具体的な内容を資料として提出したいなというふうに思っているところです。

◎坪郷委員長 時間の関係もありますので、あとお2人の報告を聞きたいと思うんですが、今の段階で発言されていない方で、後で関連で発言していただいても結構なんですが。では、福井委員。

◎福井委員 2点確認と意見です。会議録と議事録の取り扱いがあるんですけれども、事務局のほうに聞きたいんですが、この52の附属機関の審議会で会議録のみを扱っているイメージで私はとらえていたんですけれども、併用されて、さらに議事録も出されているのか、会議録がなく議事録だけを配付されている審議会があるのかを確認したいのが1点目。

意見として、杉本委員の提言で、公募委員の選考基準、十分な理由を説明するという点に関して、市民参加で公募された方に対しては、当選されている方は自分の論文と市の行政の選考委員の方で認識されたということと理解してもらったということとわかるんですけれども、やはり落選された立場の市民目線から見ると、山下委員とはまた逆行するんですが、一般公募して落選という人は、800字詰め原稿用紙に論文として書いて、自分では十分納得したということで提案したのに、たった1枚の落選しましたという項目のあいさつ文だけで、原文と結果報告だけあるということで、納得できないと思います。先ほどその原稿をすべて公開するというのを言われたので、どうでしょうかというような発言があったんですけれども、当選者よりも落選者に対して、例えば極端なことを言えば、10人前後を募集して四、五人が当選した場合、こういう基準の人が合格したよという程度の内容だったら、落選者にもそういう基準的なところの目安というものを知らせないと、また今後の審議会に参加という意欲を含めまして、どの辺の基準が合格しているんだろうということの自分自身の落選者の認識という場合もあり得ると思いますから、やはり一般の公募の仕方、原稿を公開するというんじゃなくて、その応募した人の、当選者も必要なのかもわからないんですけれども、必要的には、落選者に提示してあげることが非常に重要だと思います。

◎坪郷委員長 それでは、あとお2人に報告していただいた後、関連づけながら今の報告についても発言していただければと思います。

まず馬場委員、高橋委員という順番で報告をお願いしたいと思いますけれども、では、馬場委員、お願いします。

◎馬場委員 私は市民参加による自主防災活動、防災活動を通じて市民参加というのはどうあるべきかというような観点からちょっと考えてみました。

阪神・淡路大震災、これは1995年、ここでは非常に家屋の倒壊がありまして、15万人が生き埋めになりました。そのうち11万5,000人は自力で脱出、3万5,000人のうち2万7,000人が近隣住民に助けられ、それから、公的機関の行政、警察、消防、自衛隊等は8,000人しか助けられなかった。これがずっとそれ以降、防災活動の教訓になっていまして、これは自助、共助、公助を対比して7対2対1、つまり自分で助かったのが7、共助、近隣に助けられたのが2、それから公的機関に助けられたのが1という、そういう比率になっている。そこで自主防災というのが非常に重要であるということが脚光を浴びまして、それ以降の動きがあります。

法的根拠になったのは、災害対策基本法に自発的な防災組織の充実を図るという1項がありまして、それが生きています。第8条には自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備、その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項というふうに記述されています。

参考資料の5ページに当たるところですが、図を見ていただきたいんですが、内閣総理大臣のもとに中央防災会議、これは閣僚が入ったものですが、これと、それから各官庁の指定行政機関、それから外部の指定公共機関という大きなくくりがありまして、それらが防災計画をつくりまして、それが都道府県と市区町村におりてきます。ここは完全にこれがつながっているわけです。ですから、小金井市でも小金井市地域防災計画というのがございまして、これも大変立派なものです。ただ、一般には見る機会というのは市民としては余りありませんで、今まで私の活動の中ではこれを知っている人はいませんでした。そういうところにシステムとしては立派なものがありますという前提に立って、市民自主防災組織、事業所、大学というものが網羅されていまして、ボランティアと防災運動の推進にはこういったことが必要だというふうに、この地域防災計画には非常にきめ細かにうたわれています。

しかし、実はこれが現実とは大分乖離していまして、現実の防災活動はこの地域防災計画に関係なく動いているところが多々あるというところなんです。

まず1つは、これをつくりました、あるいは小金井市の防災方針を検討しているところは、小金井市防災会議の会議条例が出ていまして、これは昭和38年に出ています。これは平成9年と11年に一部改正されていますが、実はこの会議体そのものが旧態依然としていて、年間の計画すらちゃんとしたものが出ていないんじゃないかというふうに私は感じています。まず会議体の構成そのものは、これは市民参加はゼロですから、市長の権限でこれは委譲されています。

どんなふうに乖離しているかという1つの例として、3ページの一番上に平成24年度の施政方針というのが、これは市報「こがねい」の4月1日付に載っています。長文なものですが、その中で防災のところだけをちょっと引き出してここに載せました。ここはちょっと読んでみ

ます。「地域安全については、東日本大震災を踏まえ、都市型災害に強いまちづくりを進めます。防災については、消防団第五分団詰所の改修工事、防災無線の整備、発電機等の備品の配備を進めます。本市の地域防災の要は消防団であり、昨年の中日本大震災や市内火災でも大いに力を発揮しました。団員の活動は市民の誇りであり、その活動を支えるご家族や地域のご協力には、深く感謝しています」という、こういう内容なんです、実は最初から、頭から、阪神・淡路の教訓という意味で今までつくられてきた、あるいは基本法から流れてくる考え方がここには全く載っていないという現実があります。

それで自主防災組織というのは、ここに表を載せましたが、小金井市では25の防災会があります。これはどんなふうにつくられたかということ、日本全国共通の流れなんです、自治会とか町会という1つの母体を通じて、それを防災会に変えていくというやり方です。しかも、これは法的にはどの市の防災計画でも、小金井市が強力な力を持って防災会をつくらせるという形にはなっていません、あくまでも自然発生的に出てきたものを防災会として認める、その結果的に育成と指導は小金井市がやるという形になっていて、実は国の基本法から東京都、小金井市と流れてきた一貫の流れは、ここで実はぶつ切り切れてしまう。自主防災会そのものは指導は受けるけれども、この組織をつくるというところでは市役所の力は働かないという形になっていて、現状で小金井の場合、約4分の1の組織率です。

そこに近隣のものを参考に書きましたが、これもいろいろカウントの仕方が違うので一概に言えませんが、武蔵野市はこの括弧のほうが実数だということなので15.4%、三鷹市が41.8%、これは名目が100%になっているのがコミュニティー方式で、7つのコミュニティーが全部防災会になっているから100%といううたい方もあるわけです。それから、府中市が63.9%、調布市が30.3%、小平市が22.7%、国分寺市が実質で33.9%、西東京市16.4%、小金井市は、5月1日現在の世帯登録数からいいますと約25%の計算になりました。

ちなみに、東京都が公表している東京都全体の組織率は76.3%、これは22年のデータですけれども、なぜそんなに違いがあるかといいますと、下町のほう、江東区、葛飾区、そういったところは軒並み100%になっていて、これは町内会・自治会組織も強いし、それから、強制的に防災会に入っているという形があって、非常に高い平均になっています。

1つ、この自主防災組織の加入率をもっと上げるということ、これを実質上げていかないと意味がないので、今ですと町会がある程度の組織票をつくって申請するとおりるという形になっていますし、以後の指導もそれほど厳しくないという形なので、内容的にもちょっとまだ誤算の状態だろうと。これを提言というかどうかわかりませんが、少なくとも今後推進していく方法としては、小金井市が自主防災組織を持って安全なまちづくりをやるという目標をちゃんと掲げないと、これは動いていかないだろう。それから、防災会議の組織機構、あるいはそれにかかわる条例は見直さないと動いていかないだろう。

それから、小金井市と自主防災会の間が切れてしまっている。そこを埋め合わせる方法とし

ては条例を変えるかということですが、条例を変えるのは非常に難しい問題ですから、これを橋渡しするNPOとか指導者を市として育成して、その埋め合わせをやって、組織化されていないところを組織化させていくという方針に変えていかないといけないんじゃないか。

それから、市内には今100カ所以上の小さな公園、これは物納されたりなんかするところのものが公園という形になっています。そこに防災倉庫をつかって、地域防災はそこが形になって見せるということで、かなり市民参加の意識が高まるんじゃないかというふうに思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて高橋さんのほうから提案をお願いしますか。

◎高橋委員 私は、子供家庭などマイノリティーと言われる方々が参加しやすい環境を整備するというを提案したいと思っています。

今現状なんですけれども、子供家庭——子供家庭とはゼロ歳から18歳の子供を育てている世代の意味です——や障害者の参加は難しいのではないかと。特にこういう委員会とか審議会などへの参加は難しいのではないかとというふうに思います。

それで問題点、夜の会議など1人で家庭に置いていけない年齢の子供がいる家庭では保育の保障がなければ参加できないが、保育の用意がされている審議会などは、子供の問題など、委員・傍聴者ともに子供家庭の関心が強いと予想される者のみとなっているのが現状である。よって、その他の審議会に参加しようとするとう保育が保障されていないので、参加しづらくなる。これは前にも言ったとおり、そういうふうになっていると、暗黙のうちに来ないでと言われてる感じをどうしても受けてしまうので、ここを何とか直していけたらいいなと思っています。

同様に、障害をお持ちの方々が参加するためには、例えば車いすでも使用できるトイレが設置されている場所が会場になっているかどうかとか、手話通訳が保障されているかなどのマイノリティー対応の推進が必要なのではないかと。現状、ひとしく市民が参加できているとはやっぱり言いがたいのではないかとこのところですね。

同様に、開催時間や曜日などにおいても、20代、30代の子供家庭の世代が参加しづらい状況にあるのではないかと感じております。これらの問題を、じゃ、どうしたら客観的に検証できるのかなと思って、とりあえずこの短い期間だったんですけれども、2つの方法で一応探させていただきました。

1つは、市のほうにお願いいたしまして、別紙のとおりで、審議会などでの保育士及び手話通訳士などの設置状況をちょっと調査していただいたんですね。それがこの別紙の調査結果になっています。見ていただきますと、私はこれをやっていただくことで、小金井市がどの位置にあるのかなというのを知りたかったんです。ほかの近隣市と格差があるのか、似たような状況なのかということで、結論は似たような状況かなということなんですけれども、そこまでまず目がまだ向いていないのかなということがよくわかりました。やっぱりこういう機会に、こういう機会だからこそ、ここの部分はちゃんと考えていかなきゃいけないところなので、声高に主張したいと思います。

もう1つなんですけれども、これは座談会形式でちょっと簡単なヒアリングです。それで、たくさんの方のヒアリングをしたわけじゃなくて、何回か5人ぐらいずつにお話を聞かせていただいたんですね。でも、そのことからちょっとわかったことがあって、1つは、私もすごく勉強になってしまったんですけれども、自分自身の大前提は、こういう審議会とかに、そういった今までにないようなサービスがあれば参加しやすくなるのかな、頭の中でそういう前提を置いているいろいろお話を伺っていったんですよ。そうしたら着地点が全然違うところに着地したので、ヒアリングした私自身もすごくびっくりしたし、ああ、そうなんだと思って、ある意味、納得したというところもあります。それについてちょっとお話をさせていただきます。

まず最初に、審議会や委員会などでの参加意識はあなたはありますかというのを聞いたんですね。そうしたら、イエスとノーと両方の回答がもちろん出たんですけれども、その中で特筆したいと思うのが、まず、イエスと答えた人は、今の自分にとって関心があることはイエスです。じゃ、どんなものなら関心があるんですかと深堀りしたら、身近な問題を解決するものには参加したい。これはヒアリングしたのは、うちの子育てサロンに来る20代、30代の小さなお子さんを持っている、就学前のお子さんを持つお母さんたちに聞きました。身近な問題を解決するものには参加したい。じゃ、それはどんな問題ですかともう1回深堀りすると、子供関係とかごみ問題なんか生活に密着したものに参加したいということで、先ほど浅野先生がおっしゃっていたみたいに、やっぱり生活密着参加得点というのが高い人たち、グループにヒアリングしたんだなということになるんですよ。

「参加したい」に「ただし」をつけた人の意見で、行動、つまり自分が参加したことへの有効性が高ければ参加したいけれども、いろいろやりくりして大変な思いをして参加しても、その結果が本当にちゃんと有効性が高いかどうかというところが保障されなかったら、こんなもの出たってだめなんだよとかと言われてちゃって、そうなのかなと思いました。

興味がないと答えた人は、自分は子育て中なので、そういったことへの参加という優先順位はどうしても下がっちゃう。それから、行かないと答えた人にすごく多かったのはあきらめ感ですね。どうせそういうのに参加して何か言ったところで、上が動かないんじゃないかというすごい意見があって、なるほど。変わらないという思いが根深いのよとかと言われてまして、私は話を聞きながら、何かごめんなさいとかという気持ちになっちゃったんですけれども、そういうことでした。

それと、あと興味がないうちの答えの中に、難しすぎる、知らない言葉が並んで、専門性の強いものは特にわからないし、敷居が高いイメージや、自分の生活の中に取り入れにくいとどうしても感じてしまう。そこでの意見が本当に取り入れられるとは私は思わないから興味がないんですという言い方をした人もいました。

じゃ、参加しやすくするためには何が必要ですかということで幾つか項目を挙げたんですね。これは私の中に命題になったので、保育とか、時間帯ですとか、曜日なんかの環境がどう整えばどうなのかなって思って聞きました。そうしたら、それについての意見はさらさらさらと答

えて、それよりもという意見がすごく大きくて、とにかく行動したことへの数字、実現性とか有効性の高さを求めるので、フィードバックが欲しいんだというふうになりました。例えばウェブ上にご意見箱みたいなものを置いて、日常的に意見が言えるような場が欲しい。それから、イメージとして聞いてもらえないというイメージが根深いので、例えば意見に対してのねぎらいとか、それから、意見は言ったけれども、その意見は通らなかったけれども、どうして通らなかったかという説明がちゃんとされて、自分の通らなかった意見も大事にされているんだなという感じが欲しいんだという答えでした。

それから、そういうやりとりをしていく中に、市民も自分が言いたいことはいっぱいあるけれども、その意見が上がっていく正しいルートを知らないから、たまたま何か市議さんに愚痴ったら、あつという間に改善されたこととかがあったりするのを経験していて、でも、それは正しいルートではないので、だから、それはどうなっているのって、逆に私は質問されて、たじたじしちゃったんです。

感想としては、世代に合った意見集約というのがあって、デジタルネットというんですか、IT環境なんかを入りにアナログのほうへ、先ほどはしごというふうに五島さんがおっしゃっていましたが、IT環境を入りにだんだんにデジタルネットからアナログのほうに上がって行って、もちろんアナログ対応のほうにはちゃんとマイノリティーに対応したりとかする環境は整えてほしいんですけれども、そもそも根本にあるのは、申請主義の様式なりの点で拾い上げていく仕組みがないんじゃないかというふうに言われました。

その申請主義だと、声が大きくて権力があつたら、それが正しいことになっていたけれども、一見マイノリティーに聞こえる小さなつぶやきが「いいね」ボタンみたいなものでもし支持されて、その支持が3,000件とかとなつたら、それは本当に支持されている意見なんだから、小さなつぶやきが実はマジョリティーなんですよというふうに変わっていくわけで、その多様な意見の酌み上げ方、リアルタイムで意見を酌み上げていくようなことをもうちょっと整理してほしいというところのほうが、私が聞きたかったことよりも、そっちの意見で埋もれるぐらいに言われました。

それで、私もなるほどね、20代、30代が考えていることというのは、彼女たちの生活感が携帯を本当におトイレやおふろにまで持ち歩くという、私たちなんかの世代とはちょっと感覚が違うところに住んでいるので、そういう意見なんだなというふうに私も納得しました。それで、一番下の1)と2)、アナログ的なマイノリティー対応の推進は絶対必要だと思います。ですから、やっぱり保育とか手話通訳のことに象徴されるような、参加者の多様性に合わせた環境整備の必要性というのをここでは訴えていかなきゃいけないというのが1つですね。そこに、例えば開催時間や曜日の工夫、欠席した際の意見もちゃんと拾ってほしいというのなんかもありました。

もう1つは、まだ全然皆無なんですけど、デジタル的マイノリティー対応の推進の必要性もあるんじゃないか。今の世代に合ったリアルタイムな情報発信や収集の場を設けるということも

やっぱり必要なんじゃないかなと。それとフィードバックがわかりやすい仕組みですね。先ほど杉本さんがおっしゃっていた透明性ということなんだと思いますけれども、ママたちの表現だと、わかりやすいふうにしてほしいという言い方でした。

そこにはやっぱりプロセスの周知というのが、正しく自分の意見が吸い上げられて上がっていくそのプロセスをちゃんと周知してもらわないと、いろいろ意見も言いたいことはいっぱいあるんだけど、結果として行政に言っても無駄よねというところで終わってしまうのか、そうじゃなくて、言いたいことがあったら言えば、やっぱり世の中変わっていくのねという実感が欲しいんだと思うんです。なので、そういうところに参加していきたいんですということは、興味がないと答えた人も、結論としては、そういう考え方だと思えば参加したいということでしたので、なるほどと思って、貴重な経験になりましたということを報告しておきたいと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

今日は報告者も多くて、皆さんいろいろ発言がありましたので、前回の30分弱残したものがもうあと5分ぐらいしかありませんので、議論をする時間がとれないんですが、今後のことも少しお話をしないとけないと思いますので、申しわけありませんが、1人か2人、1分程度ぐらいで、ぜひこの点は発言したいということがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎浅野副委員長 今の報告じゃないんですが、先ほどの杉本委員の中に出てきた、論文で成績をつけていく感じじゃなくて、ある部分は抽せんで採るというふうに、抽せん枠を設けるといのはとてもいいアイデアだなと私は感じました。

◎遠藤委員 杉本さんのお話と高橋さんのお話と共通する点はあると思うんですけれども、つまり、今までの既存の市民参加の仕組みというか、意見を拾い上げていく仕組みが機能してなくて、やはり参加と討議の環境設定には、情報公開とか透明性が欠かせないんだということです。その部分で、例えば杉本さんの提案ですと、シート意見からの応募用紙を公開するかという手法はいろんな議論があるかと思うんですけれども、ただ、結論としては、今までよりも参加のプロセスを見えやすくしていったって、自由に意見が反映している、していないというのがわかるようになれば、多くの市民にとって満足のいく構成、運営とかにもつながっていくんじゃないかなというふうに感じました。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

皆さんのご報告、それをめぐっての熱心な議論がありましたので、これは整理を進めていかなければならないというふうに思います。それで、今後のことをちょっと残りの時間でお話をしたいんですが、来年の3月までに会議としては2回可能です。それで、4月以降になりますと1回あります。残り3回ということなんですね。それで、来年の3月までの2回というのはもちろん前倒しで設定することは可能だということがあります。その点から、次回あるいは次々回はどうするかということを決めたいというのが1つです。

◎坪郷委員長 全員でワーキングでやるという手もありますし、起草委員会のような形で少し絞ってやる、どちらでもいいと思うんですね。

◎遠藤委員 分科会みたいなやつですか。

◎坪郷委員長 分科会みたいなものですね。もう1回正式な会議を早目にやるか、あるいはワーキングという形で、今まで出た論点を、もう少し皆さんで議論する場をつくるというやり方もできます。あるいは、あと2回ありますので、少し整理をする時間が必要かも知れませんが、前倒しで2回、ある程度年内に入れていくというやり方もできるかと思います。

◎山下委員 済みません、質問なんですけれども、ワーキングでやったときに、このような形式でやるんですか、それとももっとフリートークもできるような。

◎坪郷委員長 ワーキングの場合には記録等はテープ起こしの予算がありませんので、要点は記録に残すという形になると思うんですが、ある意味で言うと、より自由に議論するということは可能だと思いますけれども。

◎山下委員 であれば1回、あと2回しかもう機会がないわけですから、その前に1回論点整理をして、しっかりとその論点はどこだというところで絞って、あと2回やったほうが結果はまとまりやすいのかなというふうに思います。

◎坪郷委員長 今山下委員から提案がありました、いかがでしょうか。

◎五島委員 それでいいと思います。今思ったのは、だれがというのは、やっぱり若者、先ほど僕が申し上げたことも含めて、ワーキングでもう少し具体的に参加の場をどうやってつくればいいのかというようなことをフリーでディスカッションできるような場があったらいいかなと思います。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎浅野副委員長 提言と白書をどちらかでいくということだと思うんですけども、白書を書いている過程で提言が出てくると思うので。

◎坪郷委員長 もちろんそうです。

◎浅野副委員長 両方やるということでもいいし……。

◎坪郷委員長 両方やりたいと思っているんですが、ただ、提言書は、やり方としては何回出してもいいので、まず出して、白書をつくりつつ、その間で提言をもう1度出すということももちろん可能です。

それでは、まだ十分議論できなかつたところもありますので、次回はまずワーキングを設定して、その後、本会議を設定するという形で、その本会議のときに、提言書の構成、あるいは白書の構成といったものを正式に詰めるというような方向でやりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、ワーキングのときのテーマについては、今五島委員からもありましたが、だれが参加をするのか、あるいは若者の市民参加についても1つの議題にしたいと思い

ますが、皆さんからそれぞれご提案のあった点についても、これは委員長案ということで、若干の論点表のようなものは最低つくりたいと思います。これは事務局に協力をしていただいて、私のほうでつくって、事前にお送りした上で、ワーキングで議論をするということにしたいと思います。従って、提言書、白書をまとめるためのワーキングで、次回は全員で議論をやるという方向にしたいと思います。

それでは、1度、これで市民参加条例運用状況等についての議論を終了しまして、次回の推進会議の開催日というものを決めたいと思います。一たん休憩をしまして、皆さんの日程をお伺いしたいと思います。

(休憩)

◎坪郷委員長 それでは、再開をいたします。

次回の推進会議の日程は7月6日金曜日午後6時からにしたいと思います。場所については別途連絡をいたします。

次回の議題については先ほどのおりですけれども、事前に私のほうで委員長案として提言書と白書をどう分けるかわかりませんが、従来、今までの皆さんの議論の中の項目表というような形での論点表を事前に出して、議論していただく。同時に、先ほど五島さんが言われたように、だれが参加をするのか、あるいは若者の市民参加についても、より具体的な突っ込んだ議論ができればということでやりたいというふうに思います。

議題についてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 事務局は本会議は次は決めなくてもいいですか、ワーキングのときに決めるということ。

◎事務局 はい。

◎坪郷委員長 では、そのように決定いたします。

では、本日の議事はすべて終了いたしました。長時間になりましたけれども、熱心な皆様の議論に感謝しております。今日はこれで閉会します。どうもお疲れさまでした。

(午後8時47分閉会)

公募委員を公正に選考し、選考基準を公表する

①課題

- 市民参加条例第 10 条に「市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。」とあるが、公募委員の公正な選任が行われているのか。
また、「2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。」とあるが選考基準が明確化されているのか、市民への説明は十分なのか。

②問題点

- ★ 市報の選考基準の項目には「必要な場合はお問い合わせください」と記してある。

★ 選考方法について

「第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。」とある。選考委員会では選考基準を委員会ごとで定めているのか、根拠となる基準を文書で作成しているのか。※また選考委員会の市民傍聴は認められていないと思う。

また、「選考基準」を満たし、内容に甲乙つけがたい論文などが複数提出された場合に一定のルールが示されていない。

※第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。（情報公開手段の拡充）

★選考結果の情報公開と選考の説明

施行規則の「3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。」「4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。」とある。

しかし、選考結果についてはその説明が十分通知されていない。

③提言

- ① 各委員会の公募を公正に行なうために、選考基準を明確にする。
- ② 応募した市民の原稿をすべて公開する。
- ③ 選出にあたり、甲乙つけがたい内容が並ぶ場合においてのみ、抽選を取り入れる。
- ④ 応募したすべての市民へは選考基準を示した通知を送り、十分な理由を説明する。

●資料作成の依頼

- ①施工規則「2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。(1) 論文、作文等による選考(2) 面接選考(3) 書類審査(4) 抽選」とあるが、委員会のなかで、論文、作文による選考はどのくらいの割合で実施されているのか。2011年度の実施状況について。
- ②選考委員会には関係職員が当たるとあるが、各審議会(前年度)の選考委員会の委員の構成メンバーについて、教えてほしい。課長、部長、？
- ③2011年度、選考基準となるものを具体的に示した附属機関等があれば、教えてほしい。

委員会での合意形成、意思決定過程について

①課題

・市民の価値観が多様になり、意見の違いをまとめ決定していく事は、難しくなっていると思う。委員会はただ意見を述べ合うだけの場でも、聞き置く場でもない。委員の意見を調整し、合意し、決定までのプロセスが重要になっている。しかし、最終的には誰がどのように決定するのか、意思決定過程までのプロセスが明確ではない。

- ・会議の進行方法は？
- ・全文記録はよく利用されるが議事録は？
- ・会議内容の要点記録はどのくらい実施されているのか。

会議録と議事録の取り扱い方を各委員が合意しているのか。

- ①「施行規則第5条～6条 会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする」また会議録に記載される事項は規則に明記されている。

②提言

- ・会議録と議事録の文言を条例や規則で明確に規定し、かならず議事録を作成する。
- ・会議録は委員会の審議の前に事前に委員に配布され、確認を取る。
- ・議事録は合意された事項を記すものとし、事前に委員にその確認を行なう。
- ・合意形成の方法などについて、ワークショップなどによる研修を職員、市民合同で行なう。

●今後推進会議で、審議の対象として取り上げていただきたい事項

- ①教育委員会の委員選出が透明で公正に行なわれているのかどうか
公募性の導入の提言

- ②市民協働の推進に向けて

「協働事業における契約のあり方」の「市民協働と現行契約制度」について

H24(2012). 5. 25

福井高雄

議題提案

はじめに

前回の『議題提案』

小金井市市民参加条例の第24条(市民と市との日常的な協働)、第25条(活動拠点の設置)のより具体的な議論が必要であると提言しました。

理由として、市民の日常的な協働に対する知識・技能などの市政への活用は、市報などの広報媒体や公共施設などの協力体制がありますが、まだ窓口行政が不十分だと考えたためです。

効果として、一般市民の参加による個人および団体の参加と協働は、市の協力にて「市民提案協働事業」による行政経営の経済効果や観光振興に結びつき、市民活動が盛んになり市民生活の満足度アップにつながります。

今回の『議題提案』

市民の意思を市政に活かして市民本意の市政を円滑に進めるために

① 市政への参加の方策として、一般市民が参加しやすい一元化されたフォーマット整備が必要前提条件であります。

● 例として【付属機関などの委員公募の一欄表】を作成。

② 付属機関等の公募委員の応募者の増加させる方策等について、第2期提言として、『公募委員の登録制度』の導入が検討課題となっており具現化する。

● 公募委員の登録制度の他市の実施例を参考に紹介。

* 青森県八戸市 総務部行政改革推進課

* 埼玉県宮代町 総務推進課

「登録→公募情報の提供→応募→選考→委員」

まとめ

小金井市への要望

小金井市市民参加条例は、市民参加協働条例型タイプであり、「市民協働あり方等検討委員会の答申書」と重複している面がありますが、

① 専任職員担当の「市民参加推進課」の新設部署の設置

● 市民が参加しやすい環境づくりとして

② 財政面の優先順序がありますが「協働推進センター」の建設を考えます。

● 縦割り窓口行政から、全方位型窓口行政の運営。

以上

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、附属機関及び懇談会等(以下「附属機関等」という。)における公募委員候補者(以下「候補者」という。)の登録制度(以下「登録制度」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画意識を醸成し、委員公募の一層の推進を図ることを目的とする。

(候補者の範囲)

第2 候補者は、八戸市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(登録及び内容の変更方法等)

第3 候補者としての登録を受けようとする者又は登録内容に変更が生じた候補者は、八戸市附属機関等公募委員候補者登録(変更)申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちにその内容を確認の上、第2に定める要件を満たしていると認めるときは、新規登録し、又は登録内容を変更するものとする。

3 市長は、前項の新規登録を行ったときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録確認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(登録期間)

第4 候補者としての登録期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度末までとする。

(登録の解除)

第5 市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、候補者としての登録を解除できるものとする。

(1) 候補者が第2に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 候補者が、八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除届(別記第3号様式)を市長に提出したとき。

(3) 登録制度の目的が達成できない状態にあると市長が認めるとき。

(4) 候補者としてふさわしくない非行があった等、登録しておくことが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により解除をしたときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除確認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(候補者への情報提供)

第6 市長は、候補者に、委員公募の情報を随時提供するものとする。

(登録情報の内部利用)

第7 候補者の了解を得た場合は、附属機関等の委員選任の目的に限り、登録情報を市の行政機関の内部で利用することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の公募委員候補者登録制度の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から実施する。

別記

第1号様式（第3関係）

八戸市附属機関等公募委員候補者登録（変更）申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第3第1項の規定により、
次のとおり登録（登録内容の変更）を申請します。

フリガナ 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所	〒			電話番号	
				FAX 番号	
				メールアドレス	(携帯不可)
現在の職業及び職歴					
得意又は興味のある分野					
各種活動歴 ※附属機関等の委員履歴 ※まちづくり団体等の参加状況					
活動が可能な日数	<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 3日程度/月 <input type="checkbox"/> 2日程度/月 <input type="checkbox"/> 1日程度/月 <input type="checkbox"/> 1日程度/2～3月 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：_____）				
活動が可能な時間帯	<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 平日（昼間・夜間） <input type="checkbox"/> 土日祝日（昼間・夜間） <input type="checkbox"/> その他（具体的に：_____）				
希望する分野 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> 行財政全般 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 水産業 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 都市計画（まちづくり） <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア <input type="checkbox"/> その他（具体的に：_____）				
登録情報の内部利用 （要綱第7関係）	<input type="checkbox"/> 利用してよい（不可の場合はチェック不要）				

※登録内容の変更申請の場合は、氏名及び変更部分のみ記載してください。

※公募に関する情報は、以下の優先順位によりお知らせいたします。

①メール、②FAX、③郵送

宮代町市民参加条例

第2章 市民参加の推進 第4節 公募委員登録制度

第21条

公募委員登録制度

町は、審議会等への市民の参加を促進するため、まちづくりに関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録するものとします。

2 町は、登録者に対して、審議会等及びまちづくりに関する情報を積極的かつ継続的に提供することにより、登録者の研鑽の支援に努めるものとします。

〈宮代町市民参加条例〉

(公募委員登録制度)

第21条 町は、審議会等への市民の参加を促進するため、まちづくりに関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録するものとします。

2 町は、登録者に対して、審議会等及びまちづくりに関する情報を積極的かつ継続的に提供することにより、登録者の研鑽の支援に努めるものとします。

〈宮代町市民参加条例施行規則〉

第4章 公募委員登録制度

(登録ができる者の範囲)

第11条 条例第21条の規定に基づき公募委員登録者として登録できる者は、条例第2条第1項第1号アからウまでのいずれかに該当する者としてします。

(登録方法)

第12条 公募委員登録者として登録を希望する者は、公募委員登録申請書(様式第1号)を町に提出しなければなりません。

2 町は、登録を行ったときは、当該登録者に対して公募委員登録確認書(様式第2号)を送付するものとします。

(登録期間等)

第13条 登録制度の登録期間は、登録した日から3年を経過する日の属する年度の末日までとします。

2 登録期間が満了した者は、新たに前条に規定する登録申請書を提出し、再登録を申請することができるものとします。

3 登録された者は、登録期間内において公募委員登録解除届(様式第3号)により登録の解除を申し出ることができるものとします。

(公募委員登録者への情報提供の内容)

第14条 条例第21条第2項に規定する審議会等に関する情報とは、第4条に規定する公募情報とします。

(審議会等委員の選考に当たっての公募委員登録者の取扱い)

第15条 町は、審議会等委員の選考に当たっては、公募委員登録者に対する配慮は行わないものとします。

宮代町公募委員登録申請書

年 月 日

宮代町長 様

宮代町附属機関等における住民参画の促進に関する規程第13条第1項により、次のとおり登録を申請します。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所	〒	電話番号	
		FAX番号	
		Eメールアドレス	
職業（又は最終職歴）			
特意分野又は興味のあること等			
まちづくり活動歴 ※附属機関等の委員職歴 ※懇談会等への参加履歴 ※各種まちづくり団体の参加状況など			
活動が可能な日数	<input type="checkbox"/> 1回/3～2箇月 <input type="checkbox"/> 1回/1箇月 <input type="checkbox"/> 2回/1箇月 <input type="checkbox"/> 3回/1箇月 <input type="checkbox"/> 制限なし		
活動が可能な時間帯	<input type="checkbox"/> 平日（昼間・夜間） <input type="checkbox"/> 土日祝日（昼間・夜間） <input type="checkbox"/> 制限なし		
希望する分野 （希望する分野に○） ※複数可	1. 福祉・保健・医療 2. 教育・文化 3. 環境・産業経済・都市基盤 4. 行財政一般		

アンケート

やりたいゾウに登録していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
一時保育があれば活用したいですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
まちづくりに関する情報の提供を受けたいですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※一時保育：会議の時間帯に幼児（1歳以上）を一時的に預かる制度

市民参加による自主防災活動

阪神・淡路大震災の教訓から

平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災（死者 6,433 人、負傷者 43,792 人、全半壊建物 274,181 棟）での教訓を活かすのが自主防災組織である。

屋根の重い古い家の多くが一瞬にして倒壊し、約 15 万人が生き埋めになった。そのうち約 115,000 人（約 77%）は自力で脱出したが、約 35,000 人ものが倒壊家屋に閉じ込められた。その 35,000 人の内 27,000 人（約 18%）が近隣住民に助けられ、行政、警察、消防、自衛隊等に助けられたのは約 8,000 人（約 5%）に過ぎない。大規模災害では住民のみならず公務員も同じ被災者になり、本来の使命に戻れたのは発災から 4 日目からだった。

法的根拠は

自主防災組織は「災害対策基本法」総則第 5 条（市町村の責務）で「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない」と定められている。

第 8 条には国、地方公共団体に「自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項」を求めている。

防災基本計画では（参照：災害対策基本法に基づく防災計画の体系）

防災基本計画第 1 編・総則第 2 章「防災の基本方針」で「国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等」と、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民に求めている。

第 2 編の震災対策編「国民の防災活動の環境整備」で、「地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする」となっている。それを受けて、各地方公共団体（都道府県・市町村）の防災条例や地域防災計画に、自主防災組織が規定されている。

小金井市では

小金井市地域防災計画第 6 章「地域防災力の向上」に

- 市民、自主防災組織、事業所及び大学等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、大学、地域（市民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

その他 9 ページにわたって分類、詳述されている。

第7章「ボランティア等との連携・協働」には

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、ボランティアやNPO、関係機関との連携を図る。

その他6ページにわたって分類、詳述されています

第8章「防災運動の推進」には

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 市民・事業者等が自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒防止など防災対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を行う。
- 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分に果たすため、災害行動能力の向上及び市民・自事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いに配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

その他東京都初め関連各機関が行う広報内容や防災訓練等が10ページに詳述されています。

コメント：小金井市としては、十分な「小金井市地域防災計画」が整備されている。

但し行政は十分に理解していない、実情とはかなり乖離している。

小金井市防災会議条例

○昭和38年12月27日条例第39号

平成9年12月19日条例第32号改正

平成11年12月22日条例第50号改正

○小金井市防災会議の所掌事務と組織を定めている。

(1) 小金井市地域防災計画の作成と実施を推進する。

(2) 小金井市に災害が発生し場合は、その災害に関する情報を収集する。

○会長は市長以下22名の委員の構成は

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(5) 市の教育委員会の教育長

(6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する

(7) 消防団長

(8) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が委嘱する

コメント：所掌事務（目的）の（1）は的を射たものであるが実際はどうか？

委員の構成はもっと実務的な構成で、自主防災組織と連携できるメンバーが望ましい。

平成 24 年度施政方針から防災に関して抜粋（24・4・1 市報こがねい）

地域安全については、東日本大震災を踏まえ、都市型災害に強いまちづくりを進めます。防災については、消防団第五分団詰所の改修工事、防災無線の整備、発電機等の備品の配備を進めます。本市の地域防災の要は消防団であり、昨年の東日本大震災や市内火災でも大いに力を発揮しました。団員の活動は市民の誇りであり、その活動を支えるご家族や地域のご協力には、深く感謝し

小金井市自主防災組織運営協議会名簿

平成 23 年 6 月 1 日現在

No.	組 織 名	結成年月日	世帯数	役員数	女性
1	前原町二丁目町会防災会	昭和 61 年 9 月 7 日	550	13	1
2	中町親愛会防災会	昭和 63 年 1 月 21 日	713	28	11
3	東町二丁目防災会	平成元年 3 月 1 日	690	13	1
4	本町四丁目町会防災会	平成元年 3 月 1 日	540	15	0
5	前原町三丁目自主防災会	平成 2 年 2 月 1 日	753	19	6
6	新木町会防災会	平成 3 年 3 月 1 日	520	25	14
7	松風防災会	平成 4 年 1 月 14 日	650	10	4
8	関野町自主防災会	平成 7 年 6 月 1 日	500	22	4
9	緑四防災会	平成 7 年 9 月 21 日	540	31	13
10	桜友会自主防災会	平成 8 年 11 月 24 日	400	15	1
11	前原町一丁目防災会	平成 10 年 8 月 28 日	440	12	4
12	本町二丁目町会防災会	平成 10 年 11 月 18 日	650	17	4
13	貫井南町東自主防災会	平成 11 年 4 月 1 日	460	24	10
14	貫井南町中自主防災会	平成 11 年 4 月 1 日	1,000	15	2
15	貫井南町西自主防災会	平成 11 年 4 月 1 日	660	31	8
16	貫井北一防災会	平成 11 年 9 月 1 日	400	15	0
17	前原四丁目町会自主防災会	平成 12 年 4 月 1 日	700	18	9
18	貫井北五防災会	平成 12 年 5 月 20 日	618	22	3
19	緑町第一町会防災会	平成 13 年 7 月 1 日	510	8	0
20	前原町五丁目防災会	平成 13 年 12 月 1 日	590	11	2
21	グリーンタウン小金井防災会	平成 16 年 8 月 9 日	449	11	2
22	エアーズシティ自主防災会	平成 18 年 11 月 13 日	471	10	2
23	東町三丁目地域防災会	平成 20 年 6 月 1 日	416	11	3
24	本町五丁目第 3 町会自主防災会	平成 21 年 9 月 1 日	630	11	0
25	本町三丁目町会自主防災会	平成 23 年 4 月 26 日	285	10	4
	総世帯数		14,135	417	108

昭和 61 年～平成 23 年まで 26 年間に 25 団体（組織）の結成数、即ち平均=年に 1 団体

然もここ 10 年間に 5 団体の結成数は少ない。

「自主防災組織率」について

自主防災組織率＝自主防災組織加入世帯 ÷ 住民基本台帳の全世帯数 × 100

小金井市の自主防災組織率は約 26%である。

近隣 7 市の自主防災組織率（平成 24 年 4 月 1 日）は：

- 武蔵野市 : 29.8% (15.4%※H23.4 月現在)
- 三鷹市 : 100.0% (41.8%※H23.5 月現在)
- 府中市 : 63.9%
- 調布市 : 30.3%
- 小平市 : 22.7%
- 国分寺市 : 24.9% (33.9%※H24.4 月現在)
- 西東京市 : 16.4%

() 内は実数を把握しているところ、電話確認済

各市で計算の仕方が違うので、このデータをもって比較するのは意味がないことが分かった。

自主防災組織は、自発的に自分の街、自分たちの隣人を守り合うための組織だが、残念ながら組織率を上げることに目を向けて、自治会・町会の組織に乗って結成された組織が多いと思われる。

都市型の大震災に最も有効に対応する防災力は、自発的に自分の町、自分の隣人を守ろうとして自然発生的にできた「自主防災組織」である。

「今後の推進方法」

- ① 小金井市の施政方針に、「自主防災の拡充によって安全なまちづくり」を入れる。
- ② 小金井市防災会議の組織構成は見直しが必要と思われる。
- ③ 「小金井市地域防災計画」を活かし安全な街にするためには、行政と自主防災組織をつなぐ機能（例えば NPO）によって組織の育成が必要である。
- ④ 自主防災組織が保有すべきスキルの教育・訓練ができる環境を消防署の中に整備する。
- ⑤ 自主防災組織のリーダーとなる人材教育を行う。その方法は例えば毎年一定数「防災士」の資格を取らせる。
- ⑥ 市内に 100 か所以上ある市立公園の一部を防災倉庫用地に使えるようにする。

議題：子ども家庭等マイノリティの参加しやすい環境を整備する

現状：子ども家庭（＝0～18 歳の子どもを育てている世代の意味）や、障がい者の参加が難しい

問題点：

夜の会議等一人で家庭において行けない年齢の子どもがいる家庭では、保育の保証が無ければ参加できないが、保育の用意がされている審議会等は子どもの問題等、委員・傍聴者ともに子ども家庭の関心が強いと予想されるもののみとなっているのが現状である。よって、その他の審議会に参加しようとする保育が保証されていないので、参加しづらくなる。

同様に、障がいをお持ちの方が参加するためには、車いすでも使用できるトイレが設置されている場所が会場になっているか。手話通訳が保障されているか等のマイノリティ対応の推進が必要なのではないか。現状等しく市民が参加できているとは言い難いのではないか。

同様に、開催時間や曜日などにおいても 20 代 30 代の子ども家庭の世代が参加しづらい状況にあるのではないか。

これらの問題を客観的に検証するために 2 つの方法をとりました。

調査結果 1：審議会等での保育士および手話通訳士の設置状況調査結果 別紙参照

調査結果 2：市民参加しやすい間とはどんな環境か？ 座談会形式におけるヒアリング

2 つの調査からわかった事：

- ・参加そのものについての疑念が根深い
- ・意見が反映しているかがわかりづらい

1) アナログ的マイノリティ対応の推進の必要性

- ・保育や手話通訳等に象徴されるような、参加者の多様性に合わせた環境整備の必要性
- ・開催時間や曜日の工夫
- ・欠席した際の意見も拾って欲しい

2) デジタル的マイノリティ対応の推進の必要性

- ・今の世代にあったリアルタイムな情報発信の場・収集
- ・フィードバックがわかりやすい仕組み（プロセスの周知）

審議会等での保育士及び手話通訳士の設置状況調査結果

市名	基準日	問1 保育士・手話通訳士が設置されている審議会について			問2 市民フォーラムや市民説明会での保育士・手話通訳士を設置しているか。	問3 要綱、要領、指針等で、保育が必要な方や障害者に対する配慮の規定があるか。今後検討する予定はあるか。	問4 マイノリティの方も含めた幅広い市民が参加できるような取り組みはありますか。
		保育士設置	手話通訳士設置	具体的な取扱い			
小金井市	H24.1.1	男女平等推進審議会、市民協働のあり方等検討委員会、子ども家庭支援センター運営協議会、児童館運営審議会		事前申し込みが必要な委員会もあり。	統一的な対応ではないが、市民フォーラムや市民説明会等は、事前申し込みがなくても設置している。	具体的な方法についての取り決めはない。	-
武蔵野市	H24.5.11	男女共同参画推進市民会議	障害者福祉センター運営協議会	傍聴者ではなく委員のため。事前申請必要	全庁的に統一的な対応はしていない。講演会などにおいて需要があれば保育士・手話通訳士を設置している場合あり。	全庁統一の規定はない。今後の方針は未定。	-
府中市	H24.4.1	-	-	-	女性センターで実施する講座では、事前申し込みがなくても保育士（託児所）の設置をしている。ひとり親家庭向けのセミナーでは、事前に申し込みがあれば保育士の設置をしている。	規定は特になく、必要に応じて配慮している。	-
調布市	H23.6.1	各所管課対応のため未把握	各所管課対応のため未把握	各所管課対応のため未把握	各所管課対応のため未把握	平成22年3月策定の『市民参加手続ガイドライン』において、委員会・審議会開催時の留意事項「適切な開催日時等の設定」の中で、「委員によっては、保育士や手話通訳者の配置、点訳資料の用意などに配慮します」としている。	-
小平市	H24.5.11	-	-	-	記念式典、講演会、公民館での講座など、内容等により保育士・手話通訳士を配置している。	「小平市自治基本条例」第11条で参加における配慮として、「執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだれもが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。」と規定している。	-
国分寺市	H24.5.8	国分寺市保育費等検討委員会	-	託児の依頼があった場合のみ対応	明確な基準はありませんが、担当部署が必要だと判断した場合、対応している。	特に規定等はない。	自治基本条例において、市政の基本的な政策等への参加と協働の方法を定めており、市の基本的な施策の決定に当たっては、パブリック・コメントを実施しています。
西東京市	H24.3.31	-	-	-	障害福祉課主催の講演会・市民説明会等では原則手話通訳者を設置している。障害福祉課主催以外の事業については、担当部署の判断で手話通訳者を設置している。なお、保育士の設置については、保育課主催の市民説明会等で延長保育対応をしたことがある。	市民参加条例で特に規定はないが、他団体の状況も参考にしながら、検討を重ねていく必要があると考えている。	今年度、市民意識の喚起を促す方法の1つとして、無作為抽出による参加募集を実施するなど、新たな参加手法を取り入れ、動機付けを図っていくとともに、広く市民の意向を聞き、的確に現状や課題を把握し、総合計画の策定に反映する予定である。

山下 光太郎作成

組織から考える若者の市民参加

はじめに

行政が主導で市民参加を呼びかけるのはスタート地点として避けては通れない道だが、参加して頂いた皆様に対し行政の担当者がそのまま主導となっていては自主性が生まれず、加えて最後は行政がまとめてくれるだろうという考えが出てきてしまう可能性が高い。しかし、今までと同じように市民参加の設えを行政がし集まって頂く手法と平行して、もっと自主性を持たせた組織の市民参加を集う方法を検討。

大きく分け2タイプとする

・行政直結型

小金井市内は広くないといっても各地域（町や自治会レベル）の特色や問題点がある。問題解決のためにアプローチをする先は行政であるため、小金井市内の小さな問題を抱えている各地域の代表者を募り市民参加を促す。

・遊行型

気軽に集まれる仲間作りからはじめる。日頃は自宅と会社の往復が殆どの層に対し、レクリエーションの提案をする。最初の募集で参加した方々に立案と計画をし、レクリエーションの参加者をさらに募る。

上記の例におけるルール

参加者には第一回目のミーティングにて役職や役割分担をつけ組織を構成する事で、それぞれの参加者に役割分担をする。そうすることで責任感や目標達成意欲、競争心が芽生えてくる。行政関係者は積極的な協力をせずに組織運営（活動には必ず金銭が必要となる）が正しくなされているかのチェックに重きを置く。すなわち、行政が組織のパッケージを提供して監査役に徹する。

終わりに

今回は2例を示したがそれぞれの例にメリットデメリットがある。しかし、行政直結型で活動して遊行型の要素が生まれたり、もちろんその反対も想定できる。大事なのはこれと決めつけずに色々な市民参加の手法を提案していく事が大事なのではないだろうか。

誰が参加するのか？ —市民意向調査データの再分析—

市民参加推進会議 浅野智彦

1 参加とは何か

(1) 参加実績は二つの方向性（因子）を持つ

(ア) 市政直接参加

(イ) 生活密着参加

	因子	
	市政直接参加	生活密着参加
過去・市議会傍聴	.958	-.273
過去・市への請願、要望	.673	.009
過去・市の審議会の委員	.507	.070
過去・講演会参加	.409	.283
過去・NPO、ボランティア	.348	.310
過去・民生委員、児童委員、消防団活動	.284	.253
過去・町内会・自治会	-.084	.645
過去・地域イベント参加	.000	.621
過去・地域イベントの開催メンバー	.268	.493
過去・趣味のサークル	.081	.443
過去・PTA、子ども会活動	-.105	.440

プロマックス回転後のパタン行列

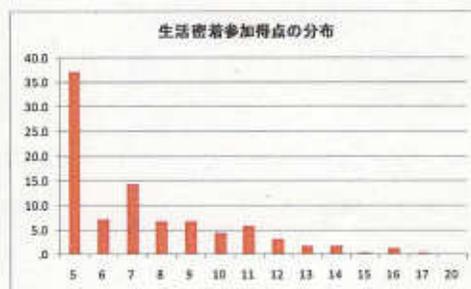
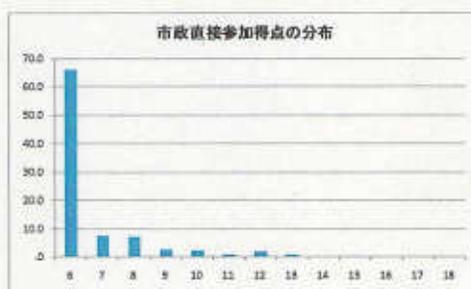
(2) 参加意向はひとつにまとめられる

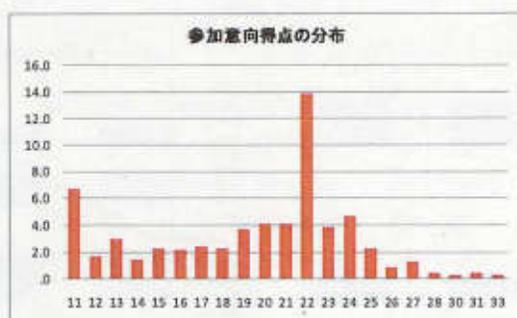
(3) 参加実績と参加意向について得点を作成

(ア) 市政直接参加得点：市政直接参加因子に関係する質問の回答番号を逆転して足し合わせたもの

(イ) 生活密着参加得点：生活密着参加因子に関係する質問の回答番号を逆転して足し合わせたもの

(ウ) 参加意向得点：参加意向についての回答のうち、「4 参加したいがどうすればいいのかわからない」を除いた回答番号を逆転して足し合わせたもの





2 参加実績や参加意向は何に関係しているか

- (1) 前回までの推進会議の踏まえ、市民参加に関係のありそうな項目と上記3種類の得点との関係を検討する。
- (2) 検討する項目は、性別、年齢、住み始めた世代、居住年数、地域の知人数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成
- (3) 分析結果

	性別	年齢	住み始めた世代	居住年数	地域の知人数	住み心地	職業	住居形態	世帯構成
市政直接参加得点	男性で高い	高年齢ほど高い	関連なし	長いほど高い	多いほど高い	よいほど高い	専業主婦で高い 無職で高い	持ち家(一戸建て)で高い	夫婦のみで高い 子ども同居で高い
生活密着参加得点	関連なし	高年齢ほど高い	関連なし	長いほど高い	多いほど高い	よいほど高い	専業主婦で高い 無職で高い	持ち家(一戸建て)で高い	子ども同居で高い
参加意向得点	関連なし	関連なし	関連なし	関連なし	多いほど高い	よいほど高い	関連なし	関連なし	単身世帯で高い 子ども同居で高い

- (4) この分析の限界
 - (ア) 項目が相互に関係し合っているのではほんとうのところどの項目がどの程度の影響を持っているのかわからない：例、持ち家であることと年齢と居住年数、あるいは無職であることと年齢
 - (イ) 各項目の影響力をそれぞれわけてとりだすための分析が必要→重回帰分析

3 誰が参加するのか

- (1) 三種類の得点に対して、性別、年齢、住み始めた世代、地域の知人数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成のそれぞれがどの程度の影響を与えているのかを重回帰分析によって検討する（居住年数は影響がないことが判明しているため最初から除く）
- (2) モデルは複数考えられるがここでは三つに絞る。表中の調整済みR二乗値が大きいほどあてはまりのよいモデルということになる。
- (3) 分析結果
 - (ア) 色のついた数字が影響力のある項目を示す
 - (イ) 「標準化されたベータ」という数値の大きさが各項目の影響力を示す
 - (ウ) ただし「住み心地」は得点が低いほど「住み心地がよい」と感じている

	モデル1		モデル2		モデル3			モデル1		モデル2		モデル3	
	標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率		標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率
(定数)		.000		.000		.000	(定数)		.000		.000		.000
性別(男性1 女性2)	-.111	.010	-.111	.011	-.111	.008	性別(男性1 女性2)	-.016	.669	-.026	.529	-.005	.909
年齢	.220	.000	.209	.000	.231	.000	年齢	.159	.009	.188	.003	.126	.005
住み始めた 世代	-.053	.185	-.047	.258	-.050	.165	住み始めた 世代	-.043	.268	-.050	.198	-.010	.800
専業主婦ダ ミー	.068	.213	.055	.241	.062	.184	専業主婦ダ ミー	.114	.010	.121	.004	.118	.013
無職ダミー	-.007	.979	-.005	.917	-.010	.827	無職ダミー	-.005	.865	-.019	.684	-.005	.918
持ち家ダ ミー	-.004	.927	-.002	.959	-.001	.982	持ち家ダ ミー	.039	.354	.050	.221	.046	.254
住み心地	-.067	.032	-.064	.038	-.065	.034	住み心地	-.188	.000	-.188	.000	-.184	.000
地域の知人 数	.133	.001	.141	.000	.138	.001	地域の知人 数	.213	.000	.210	.000	.221	.000
単身世帯ダ ミー	-.018	.657					単身世帯ダ ミー	-.054	.067				
夫婦のみ世 帯ダミー			.056	.171			夫婦のみ世 帯ダミー			-.057	.138		
子ども同席 ダミー					-.023	.567	子ども同席 ダミー					.131	.000
調整済みR 2値	0.092		0.095		0.092		調整済みR 2値	0.189		0.198		0.223	

市政直接参加得点を従属変数とした重回帰分析

生活密着参加得点を従属変数とした重回帰分析

	モデル1		モデル2		モデル3	
	標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率	標準化係数	有意確率
(定数)		.000		.000		.000
性別(男性1 女性2)	-.065	.231	-.054	.314	-.049	.372
年齢	.191	.049	.130	.046	.114	.083
住み始めた 世代	-.022	.667	-.026	.805	-.018	.726
専業主婦ダ ミー	.011	.881	.000	.998	-.007	.902
無職ダミー	-.201	.000	-.202	.001	-.200	.001
持ち家ダ ミー	-.005	.518	-.056	.299	-.054	.316
住み心地	-.143	.002	-.161	.002	-.158	.002
地域の知人 数	.145	.003	.135	.006	.135	.005
単身世帯ダ ミー	.002	.958				
夫婦のみ世 帯ダミー			-.039	.437		
子ども同席 ダミー					.022	.653
調整済みR 2値	0.073		0.067		0.066	

参加意向得点を従属変数とした重回帰分析

(4) 考察

- (ア) 市政直接参加得点が高いのは、高齢男性で地域に知人が多い人たち
- (イ) 生活密着参加得点が高いのは、男女を問わず高齢の専業主婦あるいは子どものいる世帯で、地域の知人の数が多く、住み心地がよいと感じている人々
- (ウ) 参加意向得点が高いのは、男女を問わず高齢、有職者、住み心地がよいと感じていて地域に知人が多い人々

平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成24年4月1日現在）

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		年代別委員数														現委員数			現在の委員の公募状況（23年度に公募を行っていない場合も記入してください。）										備考										
				委員	うち公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		不明		男性	女性	合計	任期	任期数				募集人数		応募者数				合格者		選考方法	委嘱年月日	公募期間	次期改選
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					男	女	1期	2期			3期	4期	総数	男性	女性	男性				
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5			1		2		4		1	1	1						2	8	10	2年	4	2	4	0	0	5	6	1	5	1	4	①	平成24年1月23日	平成23年8月1日～29日	平成26年1月			
2	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	8			3	1	1	2	1	2	1	1							9	3	12	2年	10	2	0	0	0	8	10	9	1	5	1	①	平成23年7月29日	平成23年4月1日～5月2日	平成25年7月			
3	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3																	0	0	0	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成24年度	平成23年度で前委員の任期満了。今年度改選予定につき、平成24年4月1日時点委員不在。		
4	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0			1		1		3										4	1	5	2年	3	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	平成24年2月8日	-	平成26年2月			
5	新庁舎建設基本計画市民検討委員会	企画政策課	新庁舎建設基本計画市民検討委員会設置要綱	16	7			1	1	2	1	3	2	2	1	1	1	1				10	6	16	答申まで	16	0	0	0	0	7	26	23	3	5	2	①	平成23年6月30日	平成23年4月1日～20日	なし			
6	東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会	企画政策課	東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会設置要綱	10	3			2	1	1	3	1		1	1							6	4	10	2年	10	0	0	0	3	6	4	2	2	1	①	平成23年8月18日	平成23年6月1日～20日	なし				
7	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0			1					2	1	1							3	2	5	2年	0	0	0	5	-	-	-	-	-	-	-	平成23年10月1日	-	平成25年10月				
8	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	12	4			3		1		5	1	2								11	1	12	2年	6	1	1	4	4	4	3	1	3	1	①	平成23年10月1日	平成23年8月1日～22日	平成25年10月				
9	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7			2	1	1	1	3	3	4	3	1						12	7	19	2年	6	5	8	0	8	8	4	4	3	4	①	平成24年1月21日	平成23年11月1日～30日	平成26年1月				
10	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0					4	2	12	3	2	1			1				19	6	25	2年	19	4	2	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年6月1日	-	平成24年6月				
11	防災会議	地域安全課	防災会議条例	21	0					4	1	12	3	1								17	4	21	2年	4	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成22年12月1日・平成24年4月1日	-	平成24年12月	防災会議条例第5項第4号は任期2年（委員のうち5名）、それ以外は任期なし。			
12	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0							6	0	4	1							11	0	11	2年	4	6	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年6月1日	-	平成24年6月				
13	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0												3					3	0	3	3年	0	2	1	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年11月1日	-	平成25年11月				
14	特別職報酬等審議会	職員課	特別職報酬等審議会条例	10	2			2		2	1	1	1	1	1	1						6	3	9	2年	9	0	0	0	2	4	2	2	1	1	①	平成23年5月27日	平成22年12月1日～20日	平成25年5月				
15	はけの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	6	2					1	1	4										1	5	6	2年	4	1	0	1	2	7	5	2	1	1	①	平成24年4月1日	平成23年12月15日～平成24年1月16日	平成26年4月				
16	はけの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	5	0							4	1									4	1	5	2年	1	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年3月16日	-	平成26年3月				
17	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0			1	1	1	2					1						5	1	6	2年	2	3	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年4月1日	-	平成25年4月				
18	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	7	2				1	1	1	1	2				1					3	4	7	2年	5	1	1	0	2	2	0	2	0	2	①	平成22年10月29日	平成22年8月1日～25日、10月1日～15日	平成24年10月				
19	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5				1	4	3	2	3			1						8	6	14	2年	2	6	4	2	4	0	0	0	0	0	①	平成23年1月1日	平成20年11月15日～12月3日	平成25年1月				
20	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	1			1	3	2	1	1	1								7	3	10	2年	8	2	0	0	4	4	3	1	3	1	①	平成22年7月27日	平成22年5月15日～6月16日	平成24年7月				
21	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0							1	3									3	1	4	2年	0	0	0	4	-	-	-	-	-	-	-	平成24年1月30日	-	平成26年1月				
22	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4					2	1	2	2	1	1							5	4	9	2年	2	2	5	0	4	5	2	3	1	3	①	平成24年2月28日	平成23年10月15日～11月10日	平成26年3月				
23	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	市民参加条例第9条第1項及び廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条	15	5				2	1	1	2	2	5	2							8	7	15	2年	8	3	3	1	5	7	3	4	1	4	①	平成22年7月1日	平成22年5月1日～23日	平成24年5月				
24	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法第8条	7	0					2	1	1	1	2								3	4	7	3年	2	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	平成22年10月1日	-	平成25年10月				
25	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0			1								1						1	1	2	3年	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年4月1日、平成24年4月1日	-	平成25年4月、平成27年4月				
26	障害程度区分判定審査会	障害福祉課	障害程度区分判定審査会条例	27	0			2	7	3	4	2	4	1	1		1					17	7	24	2年	3	2	1	18	-	-	-	-	-	-	-	平成23年4月1日	-	平成25年5月				
27	福祉有償運送運営協議会	障害福祉課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	0			1		1	2	1	1	1						1		4	3	7	2年	1	2	0	4	-	-	-	-	-	-	-	平成23年11月29日	-	平成25年11月	男性年代1名不明 その他1名欠員中			
28	地域自立支援協議会	障害福祉課	地域自立支援協議会設置要綱	13	1			1	3	1	1	2	2		2							8	4	12	2年	4	3	5	0	1	6	4	2	0	1	①	平成24年4月1日	平成24年2月15日～3月5日	平成26年4月				
29	特別支援ネットワーク協議会	障害福祉課	特別支援ネットワーク協議会設置要綱	25	3			1		10	2	6	5	1								16	9	25	2年	6	19	0	0	3	4	0	4	0	3	①	平成23年11月1日	平成23年9月15日～30日	平成25年11月				
30	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	20	8				2	2	3	0	4	3	6							15	5	20	3年	15	5	0	0	8	10	7	3	6	2	①	平成21年10月1日 (平成21年11月1日) (平成22年5月1日)	平成21年7月15日～8月7日 他3回	平成24年10月				
31	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	38	0			1		2	2	16	4	2	7	1	1	2				24	14	38	1年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成24年4月1日	-	平成25年4月			

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		年代別委員数														現委員数			任期	任 期 数				現在の委員の公募状況(23年度に公募を行っていない場合も記入してください。)										備考			
				委員	うち公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		不明		男性	女性	合計	1期	2期	3期	4期	募集人数	応募者数		合格者		選考方法	委嘱年月日		公募期間	次期改選	
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男										女	男	女	男						女
32	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5					3	3	3	4	2							13	2	15	2年	4	7	3	1	5	2	1	1	1	0	①	平成24年2月1日	平成23年10月15日～11月14日	平成26年1月			
33	食育推進会議	健康課	食育基本法 食育推進会議設置条例	13	4			2	1	1	1	4	1	2		1					4	9	13	2年	1	3	9	0	4	6	0	6	0	4	①	平成23年10月29日	平成23年7月15日～8月10日	平成25年10月			
34	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	7	0					3	3	1									4	3	7	2年	3	1	3	0	-	-	-	-	-	-	平成23年4月1日	-	平成25年4月				
35	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2			1	2	1	4	2									2	8	10	2年	9	1	0	0	2	3	1	2	1	1	①	平成22年10月29日	平成22年6月1日～25日	平成24年10月			
36	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱	10	3			2		2	5	1									7	3	10	2年	10	0	0	0	3	13	5	8	1	2	①	平成24年1月24日	平成23年4月15日～5月13日	平成25年4月			
37	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	0	1	1	2	3	8	3	5	1	1							17	8	25	2年	20	3	1	1	-	-	-	-	-	-	平成23年7月1日	-	平成25年7月				
38	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10	3				1	5	1	2	1								4	6	10	2年	9	0	1	0	3	5	0	5	0	3	①	平成23年7月1日	平成23年4月1日～22日	平成25年7月			
39	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法第77条の2 小金井市都市計画審議会条例	19	0				2	9	3	3		1				1			15	4	19	2年	16	2	1	0	-	-	-	-	-	-	平成22年10月1日	-	平成24年10月	年代1名不明。			
40	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	都市計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱	10	3			1		4	2	1	1								8	1	9	備考	4	0	5	0	1	5	4	1	1	0	①	平成22年5月21日	平成22年3月15日～29日	なし	任期平成26年3月31日まで同日で要綱失効		
41	まちづくり委員会	まちづくり推進課	まちづくり条例	10	3				3	3	2	1	1								9	1	10	2年	0	0	10	0	3	15	13	2	2	1	①	平成23年3月26日	平成19年2月1日～16日	平成25年3月			
42	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0				5	7	1	1	4	1							17	2	19	2年	8	4	4	3	-	-	-	-	-	-	平成22年5月1日	-	平成24年5月				
43	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5			2	4	7	1	3	1	1							16	3	19	2年	8	11	0	0	5	15	8	7	2	3	①	平成23年4月1日	平成23年2月2日～25日	平成25年4月			
44	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	8					4	4	1	1								9	1	10	5年	2	8	0	0	8	8	7	1	7	1	-	平成22年9月20日	平成22年8月10日～19日 (立候補届出期間)	平成27年9月	地権者の中で選挙により選出。		
45	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3	0				1		1	1									3	0	3	事業完了まで	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	平成18年4月1日	-	なし	評価員の選任については審議会の同意を得ている。			
46	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3					2	2	2		1	1						5	3	8	2年	5	0	2	1	3	5	4	1	3	0	①	平成23年5月18日	平成23年3月1日～28日	平成25年5月			
47	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3			1		1	3	2	1	1	1						4	6	10	2年	1	4	5	0	3	5	3	2	2	1	①②	平成23年9月9日	平成23年6月1日～27日	平成25年9月			
48	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0						3	1	1								4	1	5	2年	2	2	1	0	-	-	-	-	-	-	平成24年4月1日	-	平成26年4月				
49	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0					1	1	2	2	2							7	1	8	3年	3	5	0	0	-	-	-	-	-	-	平成22年8月20日	-	平成25年8月				
50	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3			1	1	1	4	1	1	1							3	7	10	2年	7	0	3	0	3	17	9	8	1	2	①②	平成23年11月1日	平成23年8月18日～9月12日	平成25年11月			
51	公民館運営審議会委員	公民館	公民館条例	10	3					1	3	3	2			1					6	4	10	2年	5	5	0	0	3	6	4	2	1	2	①②	平成23年9月9日	平成23年6月2日～27日	平成25年9月			
52	公民館企画実行委員	公民館	公民館条例	30	30				1		2	7	5	9	4	1					17	12	29	2年	16	6	7	0	2	2	2	0	2	0	定員を超えた場合は	平成23年5月2日	欠員による追加募集 平成23年3月16日～28日	平成24年7月			
合計				660	151	2	1	26	14	67	43	155	73	97	51	60	24	10	3	0	0	2	0	419	209	628															
(平成24年度新設・委嘱予定)																																									
	市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	3																		1年	/	/	/	/	3	/	/	/	/	/	/	/	/	①	平成24年9月予定	平成24年6月1日～7月2日(予定)	平成25年6月	
(休会中)																																									
	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例規則	9	3																																				
	青少年の育成環境審議会	児童青少年課	青少年の健全な育成環境を守る条例	10	3																																				
	長期計画審議会	企画政策課	長期計画審議会条例	16	5																																				

※「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選

公募委員状況一覧（平成23年度）

	附属機関等の名称	担当課	募集公募 人数	応募者数			採用者		委嘱年月日	公募期間	選考方法
				総数	男性	女性	男性	女性			
1	男女平等推進審議会	企画政策課	5	6	1	5	1	4	平成24年1月23日	平成23年8月1日～29日	①
2	市民参加推進会議	企画政策課	8	10	9	1	5	1	平成23年7月29日	平成23年4月1日～5月2日	①
3	新庁舎建設基本計画市民検討委員会	企画政策課	7	26	23	3	5	2	平成23年6月30日	平成23年4月1日～20日	①
4	東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会	企画政策課	3	6	4	2	2	1	平成23年8月18日	平成23年6月1日～20日	①
5	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	4	4	3	1	3	1	平成23年10月1日	平成23年8月1日～22日	①
6	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	8	8	4	4	3	4	平成24年1月21日	平成23年11月1日～30日	①
7	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	2	7	5	2	1	1	平成24年4月1日	平成23年12月15日～ 平成24年1月16日	①
8	緑地保全対策審議会	環境政策課	4	5	2	3	1	3	平成24年2月28日	平成23年10月15日～11月10日	①
9	地域自立支援協議会	障害福祉課	1	6	4	2	0	1	平成24年4月1日	平成24年2月15日～3月5日	①
10	特別支援ネットワーク協議会	障害福祉課	3	4	0	4	0	3	平成23年11月1日	平成23年9月15日～30日	①
11	市民健康づくり審議会	健康課	5	2	1	1	1	0	平成24年2月1日	平成23年10月15日～11月14日	①
12	食育推進会議	健康課	4	6	0	6	0	4	平成23年10月29日	平成23年7月15日～8月10日	①
13	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	3	13	5	8	1	2	平成24年1月24日	平成23年4月15日～5月13日	①
14	児童館運営審議会	児童青少年課	3	5	0	5	0	3	平成23年7月1日	平成23年4月1日～22日	①
15	社会教育委員の会議	生涯学習課	3	5	3	2	2	1	平成23年9月9日	平成23年6月1日～27日	①②
16	図書館協議会	図書館	3	17	9	8	1	2	平成23年11月1日	平成23年8月18日～9月12日	①②
17	公民館運営審議会委員	公民館	3	6	4	2	1	2	平成23年9月9日	平成23年6月2日～27日	①②
	合 計		69	136	77	59	27	35			

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別を記載。

パブリックコメント実施状況（平成23年度）

	施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表（予定）	検討結果
					人数	件数		
1	環境配慮住宅型研修施設条例（案）	環境政策課	平成24年1月17日～平成24年2月16日	市内在住・在勤・在学の者	7	27	平成24年3月16日	一部修正
2	小金井市保健福祉総合計画	地域福祉課	平成24年1月4日～平成24年2月3日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	5	27	平成24年2月27日	一部修正
3	第5期小金井市介護保険事業計画（素案）（小金井市保健福祉総合計画の一部として）	介護福祉課	平成24年2月2日～平成24年2月8日	同上	1	2	平成24年2月27日	修正等なし
4	都市計画マスタープラン見直し案	都市計画課	平成23年11月25日～平成23年12月26日	同上	3	11	平成24年2月15日	一部修正
5	住宅マスタープラン素案	まちづくり推進課	平成23年11月28日～平成23年12月27日	同上	1	13	平成24年4月13日	一部修正
6	東小金井駅北口公共施設整備計画（案）	区画整理課	平成23年8月16日～平成23年9月15日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所・事業所を有する法人、市内に事務所・事業所を有するその他の団体、東小金井駅北口土地区画整理事業の地権者	4	6	平成23年11月15日	修正等なし